

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	東日本大震災以降の自衛隊の災害派遣活動—新型コロナウイルス感染症対応を含め—
他言語論題 Title in other language	Disaster Relief Operations by the Self-Defense Forces after the Great East Japan Earthquake: Including the Response to COVID-19
著者 / 所属 Author(s)	山崎 治 (YAMAZAKI Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局長 専門調査員
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	837
刊行日 Issue Date	2020-10-20
ページ Pages	01-33
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	自衛隊の災害派遣活動について、法的位置付け、国民の評価、東日本大震災以降の実績 (新型コロナウイルス感染症対応を含む) 等について概説した上で、今後の課題等を整理した。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

東日本大震災以降の自衛隊の災害派遣活動 —新型コロナウイルス感染症対応を含め—

国立国会図書館 調査及び立法考査局長
専門調査員 山崎 治

目 次

はじめに

I 自衛隊の災害派遣活動

- 1 災害派遣活動の法的位置付け
- 2 自衛隊法第 83 条に規定される災害派遣の概要

II 東日本大震災における自衛隊の災害派遣活動

- 1 東日本大震災の概要と発災直後の政府の対応
- 2 大規模震災災害派遣
- 3 原子力災害派遣

III 自衛隊の災害派遣活動に対する国民の評価

IV 近年行われた自衛隊の災害派遣

- 1 平成 25 年台風 26 号及び平成 28 年熊本地震に係る災害派遣
- 2 平成 30 年以降に行われた災害派遣

V 自衛隊の災害派遣活動における課題

- 1 自衛隊の本来業務への支障の回避
- 2 自衛隊員等の災害活動基盤の充実
- 3 自衛隊員のメンタルヘルス対策等の充実
- 4 感染症への対応力の強化
- 5 自衛隊と地方自治体等の連携の強化
- 6 災害発災時の船舶の活用環境の整備
- 7 南海トラフ地震への対応

おわりに

キーワード：東日本大震災、南海トラフ地震、自衛隊、災害派遣、感染症

要 旨

- ① 令和2年7月豪雨は九州南部等に大きな被害をもたらした。近年目立っている豪雨等の異常気象の原因として地球温暖化が疑われており、豪雨災害の激化に対する不安が高まっている。また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性も指摘される中で、新型コロナウイルス感染症が発生し、自衛隊の派遣が求められる災害の範囲が広がっている。
- ② 平成23年3月11日に発災した東日本大震災に際し、自衛隊は、人命救助、行方不明者捜索、輸送支援、生活支援等の災害派遣活動を行った。平成24年1月に行われた内閣府の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」において、東日本大震災に係る自衛隊の災害派遣活動は高い評価を得ている。平成27年1月以降に行われた同世論調査でも、自衛隊の災害派遣活動に対する高い評価は維持され、認知度も高くなっている。
- ③ 自衛隊の年度別災害派遣件数を見ると、平成27年度以前は550件前後の水準で推移していた。平成28年度以降の件数は減少傾向にあるが、大きな被害をもたらす災害への派遣が目立つようになっている。東日本大震災の後に行われた規模の大きい災害派遣としては、平成25年台風26号、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年の新型コロナウイルス感染症の各災害に対応するための災害派遣が挙げられる。
- ④ 自衛隊の災害派遣活動における課題としては、a. 自衛隊の本来業務への支障の回避、b. 自衛隊員等の災害活動基盤の充実、c. 自衛隊員のメンタルヘルス対策等の充実、d. 感染症への対応力の強化、e. 自衛隊と地方自治体等の連携の強化、f. 災害発生時の船舶の活用環境の整備、g. 南海トラフ地震への対応、が考えられる。
- ⑤ 地震、豪雨等の災害が多発している近年の状況からすると、今後、自衛隊の災害派遣の役割が縮小する可能性は低いと考えられるが、自衛隊の災害派遣は従たる任務であり、主たる任務（我が国の防衛）に支障があってはならない。国民自身にも災害発生を想定した準備・行動が求められているが、大規模災害発災時に自衛隊の助けを必要とする国民が出ることは避けられない。課題の解消を図り、自衛隊の災害への対処能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めることが期待される。

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災に際し、自衛隊は、人命救助、行方不明者捜索、輸送支援、生活支援等の災害派遣活動を行った。後述するように、平成 24 年 1 月に行われた内閣府の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(3 年ごとに実施)において、東日本大震災に係る自衛隊の災害派遣活動は高い評価を得ている。平成 27 年 1 月以降に行われた同世論調査でも、災害派遣活動に対する高い評価は維持され、認知度も高くなっている。これは、地震・豪雨等の自然災害により大きな被害を受けるケースが近年多発し、国民が実体験・報道等で災害派遣活動の有用性を認識する機会が増えたためと考えられる。

令和 2 年 7 月豪雨は九州南部等に大きな被害をもたらした。近年日立っている豪雨等の異常気象の原因として地球温暖化が疑われているが、両者の因果関係が明確になっていない。その一方で、平成 30 年 7 月豪雨については、近年の気温上昇によって 6% 程度降水量が増加した可能性があるとの研究結果も公表されており⁽¹⁾、地球温暖化による豪雨災害の激化に対する不安は高まっている。また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性も指摘される中で、新型コロナウイルス感染症が発生し、自衛隊の派遣が求められる災害の範囲が広がっている。そのような状況を踏まえ、本稿においては、自衛隊の災害派遣活動について、法的位置付け、国民の評価、東日本大震災以降の実績等について概説した上で、今後の課題を整理する。

I 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣活動の法的位置付け

自衛隊の任務については、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 3 条第 1 項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と規定されている。災害派遣活動は、従たる任務の「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」任務の一つとされ⁽²⁾、自衛隊法の第 83 条⁽³⁾に「災害派遣」に関する規定が、第 83 条の 2⁽⁴⁾に「地震防災派遣」(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が出されたときに、防衛大臣は命じることができる。)に

* 本稿における肩書は全て当時のもので、インターネット資料の最終アクセス日は 2020(令和 2)年 8 月 14 日である。

(1) 川瀬宏明「地球温暖化で変わりつつある日本の豪雨」2018.11.10, pp.10-15. 気象庁気象研究所ウェブサイト <https://www.mri-jma.go.jp/Topics/H30/301110/2-3_presen.pdf>

(2) 第 180 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号 平成 24 年 3 月 15 日 p.31.

(3) 自衛隊法第 83 条の第 1 項の規定は「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」、第 2 項の規定は「防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。」である。第 3 項の規定は「庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。」である。

(4) 自衛隊法第 83 条の 2 の規定は「防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法(昭和三十二年法律第七十三号)第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。」である。

関する規定が、第 83 条の 3⁽⁵⁾に「原子力災害派遣」（原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときに、防衛大臣は命じることができる。）に関する規定が置かれている（本稿では、これら三つの災害派遣を総称する場合、「災害派遣活動」と記す。）。

災害派遣時に自衛隊によって実施される救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、①被害状況の把握、②避難の援助、③遭難者等の搜索救助、④水防活動、⑤消防活動、⑥道路又は水路の啓開（障害物を除いて通行・航行可能にすること）、⑦応急医療、救護及び防疫、⑧人員及び物資の緊急輸送、⑨炊飯及び給水、⑩物資の無償貸付又は譲与、⑪危険物の保安及び除去等で、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力が実施される⁽⁶⁾。

地震防災派遣時に自衛隊が実施する支援活動の具体的内容はおおむね、①避難のために必要な情報の伝達、②情報の収集、③人員及び物資の緊急輸送等である⁽⁷⁾。

原子力災害派遣時に自衛隊が実施する支援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、原子力災害対策本部長の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、①緊急時モニタリング支援、②被害状況の把握、③避難の援助、④行方不明者等の搜索救助、⑤消防活動、⑥応急医療、救護、⑦人員及び物資の緊急輸送、⑧避難退域時検査及び簡易除染等である⁽⁸⁾。

東日本大震災においては、発災当日から災害派遣と原子力災害派遣が行われ、災害派遣については、大規模震災災害派遣命令が発出された。大規模震災災害派遣とは、大規模震災（地震災害のうち、その被害の規模が特に大きいものとして防衛大臣が指定するもの）に対処するための災害派遣である（自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 55 年防衛庁訓令第 28 号）第 2 条）。

2 自衛隊法第 83 条に規定される災害派遣の概要

(1) 三つの災害派遣

自衛隊法第 83 条に規定される災害派遣には、「都道府県知事その他政令で定める者からの要請による派遣」⁽⁹⁾、「自主派遣」、「近傍派遣」がある。

「都道府県知事その他政令で定める者からの要請による派遣」は、都道府県知事等が、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者⁽¹⁰⁾に要請することによって行われる（自衛隊法第 83 条第

(5) 自衛隊法第 83 条の 3 の規定は「防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。」である。

(6) 防衛省「防衛省防災業務計画」2018.6.29, pp.9-10. <https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/bousai_bcp.pdf>

(7) 同上, p.13.

(8) 同上, pp.18-19.

(9) 「その他政令で定める者」は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長である（自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 105 条）。

(10) 「その指定する者」は、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、駐屯地司令の職にある部隊等の長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、護衛隊群司令、航空群司令、地方総監、基地隊司令、航空隊司令（航空群司令部、教育航空群司令部及び地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）、教育航空集団司令官、教育航空群司令、練習艦隊司令官、掃海隊群司令、海上自衛隊補給本部長、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空方面隊司令官、航空救難団司令、基地司令の職にある部隊等の長（航空方面隊司令部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。）である（自衛隊の災害派遣に関する訓令第 3 条）。

1 項)。また、都道府県知事に対し派遣を要請するよう市町村長が求めることもできる（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の 2 第 1 項）。防衛大臣又はその指定する者は、都道府県知事等の要請があり、事態やむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣することができる。

都道府県知事等が災害派遣の要請を行う場合に明らかにすべき事項は、①災害の情况及び派遣を要請する事由、②派遣を希望する期間、③派遣を希望する区域及び活動内容、④その他参考となるべき事項、である⁽¹¹⁾（自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 106 条）。要請による派遣の可否は、①公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること、②緊急性：差し迫った必要があること、③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと、の三原則に従って判断される⁽¹²⁾。都道府県知事等が要請できない場合、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に直接通知することができる（災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項）。

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たずに行われる「自主派遣」については、自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きで規定されている。部隊等の長が自主派遣を行う場合の判断基準は、①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること、②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を採る必要があると認められること、③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること、④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること、である⁽¹³⁾。

「近傍派遣」は、自衛隊法第 83 条第 3 項に規定される派遣で、防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に、部隊等の長が部隊等を派遣するものである。近傍派遣を命ずることができる部隊等の長は、指定部隊等の長（自衛隊の災害派遣に関する訓令第 3 条に掲げる者）のほか、団、連隊、群、大隊、独立中隊及びこれらに準ずる部隊の長並びに学校、分校、病院、補給処及び補給処支処（出張所を含む。）の長とされている⁽¹⁴⁾。

(11) 平成 7 年の自衛隊法施行令改正以前の事項は、①災害の情况及び派遣を要請する事由、②派遣を必要とする期間、③派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数、④派遣を希望する区域及び活動内容、⑤その他参考となるべき事項、であった（下線を引いたのが変更部分）。東日本大震災発災以前に、災害派遣における初動対応においては、阪神・淡路大震災等を踏まえた教訓が反映され、①初動対処態勢の確立については、自主派遣の判断基準の明確化等、②迅速な情報収集及び伝達については、震度 5 以上の地震発生時、速やかに情報収集し、内閣総理大臣に伝達する体制の確立、③関係部外機関等との連携の強化については、災害派遣要請手続の簡素化等、④迅速かつ効率的な災害派遣行動のための法制等整備については、自衛官の権限拡大等、⑤災害派遣に関わる装備品等の充実については、人命救助システム、映像伝送システム等の導入、が図られていた（「東日本大震災における災害派遣【防衛省資料】」p.55. 国土交通省ウェブサイト <<http://www.mlit.go.jp/common/001124783.pdf>>）。

(12) 第 174 回国会衆議院経済産業委員会議録第 13 号 平成 22 年 5 月 21 日 p.12; 内閣府(防災担当)「防災スペシャリスト養成研修（地域別総合防災研修） 防災行政概要」（平成 27 年度第 5 回「防災スペシャリスト養成」企画検討会資料 2-2）2016.1.8, p.63. <http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_specialist2/12/PDF/shiryo2-2.pdf>

(13) 防衛省 前掲注(6), p.8.

(14) 「別紙 1（第 3 条、第 6 条関係）陸上自衛隊災害派遣実施要領 4（2）」統合幕僚長『自衛隊の災害派遣に関する達』（平成 30 年 3 月 27 日付け自衛隊統合達第 11 号）防衛省情報検索サービスウェブサイト <http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/h_fd/2017/hy20180327_00011_000.pdf>

(2) 災害派遣における初動対応態勢

自衛隊は、国内において災害が発生した時に常時即応可能な態勢で待機する初動対応部隊「FAST-Force (First Action Support-Force)」を配備している⁽¹⁵⁾。陸海空いずれにおいても、震度5以上の地震が発生した場合、速やかに情報収集ができる態勢が整えられている(震度5強以上の場合は航空機を使用⁽¹⁶⁾)。陸上自衛隊は、全国で人員約3,900人、車両約1,100両、航空機約40機が24時間待機し、命令受領後、1時間を基準に出動する態勢をとっている。五つの方面隊ごとにヘリコプターと地上部隊(1部隊あたり約20～30人)が直に出動可能となっている。海上自衛隊は、地方総監部所在地ごとに1隻の初動対応艦を指定し、約20機のヘリコプター・哨戒機等を待機させ、各基地において15分から2時間を基準に出動する。航空自衛隊は、航空救難及び緊急輸送任務のため10～20機を待機させ、各基地において15分から2時間を基準に出動する。必要に応じて、対領空侵犯措置(スクランブル)待機の戦闘機が、情報収集のために出動することもある⁽¹⁷⁾。

II 東日本大震災における自衛隊の災害派遣活動

1 東日本大震災の概要と発災直後の政府の対応

平成23年3月11日14時46分、三陸沖(牡鹿半島東南東130km付近)の深さ24kmの震源において、モーメント・マグニチュード⁽¹⁸⁾が9.0(最大震度は、宮城県北部の震度7)の地震⁽¹⁹⁾が発生した⁽²⁰⁾。14時49分に津波警報(大津波)が発表され、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に襲った大津波(例えば、福島県相馬市では9.3m以上の津波が15時51分に観測された。)は、各地に甚大な被害をもたらし、東京電力福島第一原子力発電所における事故を引き起こした。東日本大震災による人的被害(令和2年3月10日時点)は、死者19,729名、行方不明2,559名、負傷者6,233名、住家被害は、全壊121,996戸、半壊282,941戸、一部破損748,461戸であった。被害額は、建築物等(住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)で約10兆4千億円、ライフライン施設(水道、ガス、電気、通信・放送施設)で約1兆3千億円、社会基盤施設(河川、道路、港湾、下水道、空港等)で約2兆2千億円、農林水産関係(農地・農業用施設、林野、

(15) 以下の本段落の記述については、「災害派遣について」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/about.html>>; 鋤先幸浩・辻村博則「人命と財産を守る—自衛隊の災害派遣—」『運輸と経済』79巻7号, 2019.7, pp.80-81を参照した。

(16) 「地震の発生時における被害情報の収集及び伝達について(通達)」『平成13年度政策評価書(総合評価)』国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<https://warp.da.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11488652/www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/13/sogo/honbun/02.pdf>>

(17) 例えば、平成28年熊本地震の発災直後に、航空自衛隊が福岡県築城基地でスクランブル待機に就いていた戦闘機をすぐさま発進させ、航空偵察活動を実施した例がある(「近畿中部防衛局主催第31回防衛セミナー「自衛隊の災害派遣活動 自治体の防災対策」」2016.11.22, p.9. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/public_relations/seminar/data/seminar31_minute.pdf>)。

(18) 地震は地下の岩盤がずれて起こるが、その岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)を基にして計算したマグニチュード(地震の大きさ)(「震度・マグニチュード・地震情報について」気象庁ウェブサイト <<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq27.html#8>>)。

(19) 気象庁は、この地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名した。また、平成23年4月1日に、この地震による災害を「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の概要」『気象庁技術報告』133号, 2012, p.1. 同上 <<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/gizyutu/133/ABSTJ.pdf>>

(20) 以下の本段落及び次段落の記述については、緊急災害対策本部「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(令和2年3月10日(8:00))」pp.1-2, 42, 84. 内閣府防災情報のページ <<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/pdf/torimatome20200310.pdf>>を参照した。

水産関係施設等)で約1兆9千億円、その他(文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等)で約1兆1千億円、総計が約16兆9千億円と推計されている。

政府は、発災直後の14時50分に官邸対策室の設置と緊急参集チームの招集を行い、15時14分に内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置した。緊急災害対策本部は、15時37分に第1回の会合を開催し(以後、9月11日までに合計19回開催)、「災害応急対策に関する基本方針」⁽²¹⁾を策定した。防衛省は、14時50分に防衛省災害対策本部を設置するとともに、航空機などによる情報収集を行い、15時30分には第1回防衛省災害対策本部会議を開催していた⁽²²⁾。自衛隊に対する災害派遣要請は、岩手県(14時52分)、宮城県(15時02分)、茨城県(16時20分)、福島県(16時47分)、青森県(16時54分)、北海道(18時50分)、千葉県(3月12日1時00分)の各知事から行われた。防衛大臣は、「災害応急対策に関する基本方針」に従い、18時00分に大規模震災災害派遣命令⁽²³⁾を、19時30分に原子力災害派遣命令⁽²⁴⁾を発出し、大規模かつ迅速な初動対応⁽²⁵⁾が行われた。大規模震災災害派遣においては、災害派遣態勢を強化し、より効果的な被災地での活動を行うため、3月14日に、陸上自衛隊の東北方面総監の指揮下に同総監が指揮する陸災部隊、海上自衛隊横須賀地方総監が指揮する海災部隊及び航空自衛隊航空総隊司令官が指揮する空災部隊を入れた「災統合任務部隊」が編成された。

また、3月16日には、閣議決定により予備自衛官、即応予備自衛官⁽²⁶⁾の災害招集に係る内

(21) 平成23年宮城県沖を震源とする地震緊急災害対策本部「災害応急対策に関する基本方針」2011.3.11. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/kihonhousin.pdf>>

(22) 以下の本段落の記述については、防衛省『防衛白書 平成24年版』2012, p.206. <http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2012/2012/pdf/24030103.pdf>を参照した。

(23) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に対する大規模震災災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令(自行災命第3号)」(平成23年3月11日18時00分) 自行災命第3号は、後述する災統合任務部隊を編成するため、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に対する大規模震災災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令(自行災命第6号)」(平成23年3月14日11時00分) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3480602/www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/tohokuoki/20110314a.html>>に更新された。

(24) 「東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態に対する原子力災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令(自行原命第4号)」(平成23年3月11日19時30分) 原子力災害派遣命令は、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言を発出し(第15条)、原子力災害対策本部長として、防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請した(第20条)ことを受けて発出された。自衛隊の部隊等の派遣は、緊急事態応急対策の実施を支援することを目的としている(自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令(平成12年防衛庁訓令第75号)第2条)。原子力災害派遣が行われるのは、平成11年に制度が創設されてから初めてのことであった。3月12日9時15分に、福島第一原子力発電所と同様に原子炉の冷却機能が喪失した福島第二原子力発電所に関しても、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣要請がなされたことを受け、自行原命第4号は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における原子力緊急事態に対する原子力災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令(自行原命第5号)」(平成23年3月12日9時20分) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3480602/www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/tohokuoki/20110312a.html>>に更新された。

(25) 中央防災会議防災対策推進検討会議「防災対策推進検討会議 最終報告—ゆるぎない日本の再構築を目指して—」2012.7.31. 内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu_hontai.pdf>においては、初動対応について、「発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのための活動を、様々な応急対応のオペレーションの中で最優先にして人的・物的資源を配分すべきである。」との提言が行われている。

(26) いざというときに必要となる防衛力を急速かつ計画的に確保するため、即応予備自衛官制度、予備自衛官制度、予備自衛官補制度(これら3制度を「予備自衛官等制度」と総称)が設けられている。いずれも、普段は社会人や学生としてそれぞれ従事しながら、一方では自衛官として必要とされる練度を維持するための訓練に応じるものであり、即応予備自衛官(第一線部隊の一員として、現職自衛官と共に任務につく。)と予備自衛官(第一線部隊が出動した際の駐屯地の警備や、通訳・補給などの後方支援の任務等につく。)は、防衛招集や災害招集などに応じて出頭し、手当を得て自衛官として活動する(「我が国の、3つの予備自衛官制度」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobiji/index.html>>)。

閣総理大臣の承認を得て、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令⁽²⁷⁾が発出された。本災害招集において、即応予備自衛官は、あらかじめ指定された陸上自衛隊部隊の隊員として、主に岩手県や宮城県及び福島県の沿岸地域に派遣され、給水支援や入浴支援、物資輸送などの被災者の生活支援活動や捜索活動等に当たった。予備自衛官は、救援活動を実施している米軍の通訳、医療、部隊の活動を支援している駐屯地業務隊の業務などに従事した。予備自衛官等が所属する企業などの勤務を休んで参加することを考慮し、招集は1週間から2週間を単位とし、即応予備自衛官は延べ2,179人が、予備自衛官は延べ441人が招集された⁽²⁸⁾。

2 大規模震災災害派遣

大規模震災災害派遣においては、航空機による情報収集、被災者の救助、人員及び物資輸送、防疫支援、給食支援、給水支援、入浴支援、医療支援、道路啓開、瓦礫除去、ヘリコプター映像伝送による官邸及び報道機関等への情報提供、自衛隊施設（防衛大学校）における避難民受入れ、慰問演奏等が実施された⁽²⁹⁾。

大規模震災災害派遣は、平成23年8月31日に終結した（174日間）⁽³⁰⁾。延べ派遣人数は約1058万人⁽³¹⁾で、1日の最大派遣人員は約10万7千人であった。主な活動実績は、人命救助が19,286名、遺体収容が9,505体、物資輸送が13,906t、給水支援が32,985t（最大約200か所）、給食支援が5,005,484食（最大約100か所）、入浴支援が1,092,526名（最大35か所）であった。

3 原子力災害派遣

東日本大震災においては、遡上高10m以上の津波が東京電力福島第一原子力発電所を襲い、その津波は原子炉建屋内部まで浸水したため、原子炉の冷却機能が失われるなどの異常を来し、燃料が高温となって水と反応したため、原子炉建屋は水素爆発を起こして吹き飛んだ。その結果、原子力発電所の機能は完全に失われ、大量の放射性物質が大気中に漏れ出し、原子力発電所周辺の放射線量が上昇する重大な原子力事故となった⁽³²⁾。

原子力災害派遣においては、避難支援、給水支援、人員及び物資輸送、原子炉冷却のための放水、モニタリング支援、ヘリコプター映像伝送による官邸及び報道機関等への情報提供、上空からの撮像、集じん飛行支援、現地調査団等の輸送支援、除染活動の拠点となり得る役場の

⁽²⁷⁾ 自衛隊法第70条第1項及び第75条の4第1項の規定に基づき行われた。

⁽²⁸⁾ 「各制度の成り立ちから現在まで」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobiji/ayumi.html>> なお、防衛省 前掲注⁽²²⁾, p.206には、「即応予備自衛官延べ2,210人（実人数1,374人）、予備自衛官延べ496人（実人数317人）」というデータが示されている。

⁽²⁹⁾ 「平成23年の東日本大震災に対する防衛省の対応について（特集 東日本大震災（2）」『消防科学と情報』105号、2011.夏、p.17。

⁽³⁰⁾ 以下の本段落の記述については、防衛省「東日本大震災（平成23年3月11日）における災害派遣活動」（平成23年12月26日現在）国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/11347003/www.mod.go.jp/j/press/news/2011/12/NDL_WA_po_26b.pdf> を参照した。

⁽³¹⁾ 阪神・淡路大震災における災害派遣は、平成7年1月17日から4月27日までの101日間で、延べ派遣人数は225万4700人であった（同上）。

⁽³²⁾ 「第1章 東日本大震災全般の概要」東北防衛局記録史編纂委員会編『東日本大震災における東北防衛局の活動記録 平成23年3月11日14時46分～』2013, p.6. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/sinsaikiroku/para2.pdf>>

除染が実施された⁽³³⁾。

原子力災害派遣は、平成 23 年 12 月 26 日に終結した⁽³⁴⁾。延べ派遣人数は約 8 万人で、主な活動実績は、原子力発電所への空中放水が 4 ソーティ（展開）で合計約 30t、原子力発電所への地上放水が合計約 340t、遺体収容が 62 体（原子力発電所から 30km 圏内）であった。

Ⅲ 自衛隊の災害派遣活動に対する国民の評価

東日本大震災における自衛隊の活動により、災害派遣活動に対する国民の評価に変化はあったのであろうか。内閣府が行っている「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」について、最近行われた 5 回の調査（平成 18 年 2 月、平成 21 年 1 月、平成 24 年 1 月、平成 27 年 1 月、平成 30 年 1 月に調査）における自衛隊に関する質問（最近 5 回の調査でおおむね共通して質問されているもの）に対する回答の結果をまとめたのが表 1 である。本調査の結果を見ると、従来から高い水準にあった自衛隊の災害派遣活動に対する評価は更に高まり、その状態が現在まで続いていることが分かる。

質問項目①～③については、平成 27 年 1 月調査以前は「自衛隊や防衛問題」を対象とする質問であったが、平成 30 年 1 月調査では「自衛隊」に限定した質問に変更されたことに注意する必要がある。質問項目①「自衛隊（や防衛問題）に対する関心」については、そのような変更があっても、「関心がある」がトップで、回答の 6～7 割を占める状態が続いている。

質問項目②「自衛隊（や防衛問題）に関心がある理由」については、平成 27 年 1 月調査までは、「日本の平和と独立に係わる問題だから」が 4 割程度と最も多い回答を得ていたが、平成 30 年 1 月調査では、災害派遣活動が念頭に置かれたと考えられる「大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接なかかわりを持つから」が 41.7% となり、32.2% の「日本の平和と独立を守る組織だから」を上回った。

質問項目③「自衛隊（や防衛問題）に関心がない理由」については、平成 27 年 1 月調査までは、「自衛隊や防衛問題についてよくわからない」が最も多く、2 番目の「自分の生活に関係ないから」に 10% 程度の差をつけていたが、平成 30 年 1 月調査では、「自分の生活に関係ないから」が 39.1% でトップになり、37.6% の「自衛隊についてよくわからないから」と拮抗している。

質問項目④「自衛隊に対する印象」については、「良い」という回答が多い状態が続き、平成 24 年 1 月調査で 9 割に達した水準をその後も保っている。

質問項目⑤「自衛隊の防衛力」については、「今の程度でよい」が 6 割程度でトップを占め続けているが、近年「増強した方がよい」という回答が増えてきており、平成 27 年 1 月調査と平成 30 年 1 月調査では 3 割程度と、平成 18 年 2 月調査の 2 倍近い回答を得ている。

質問項目⑥「自衛隊が存在する目的」（複数回答）については、「災害派遣」が 8 割程度でトップ、「国の安全の確保」が 2 位という状況が続いており、3 位以降の回答は、年により若干の違いが見られる。

質問項目⑦「自衛隊が今後力を入れていく面」（複数回答）についても、「災害派遣」が常に

³³ 防衛省「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に対する自衛隊の活動状況（最終報）」2011.12.26. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373772/www.mod.go.jp/j/press/news/2011/12/26a.html>>

³⁴ 以下の本段落の記述については、防衛省 前掲注⁽³⁰⁾を参照した。

7割程度で最も多い回答を得ているが、2位の「国の安全の確保」の回答との差が縮まっており、ほぼ同水準となっている。また、「国際平和協力活動」の回答は増加傾向にある。

質問項目⑧「災害派遣活動の印象」については、肯定的な回答が常に圧倒的多数を得ている。平成24年1月調査における質問は、平成23年3月11日に発災した東日本大震災に限った質問であるが、評価する回答が97.7%を占め、一般的な災害派遣活動に関する質問に戻った平成27年1月調査でも、評価する回答が98.0%と極めて高い水準となっている。平成30年1月調査では、「自衛隊の災害派遣活動の認知度（自衛隊が今までに実施してきた災害派遣活動について、どのような活動を知っているか）」（複数回答）という質問に変わっているが、人命救助活動だけでなく、被災者支援活動に関する認知度も高くなっている。

表1 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」における災害派遣活動関連の質問に対する回答

質問項目	平成18年2月調査	平成21年1月調査	平成24年1月調査	平成27年1月調査	平成30年1月調査
① ^(注2) 自衛隊や防衛問題に対する関心	○関心がある 67.4% ○関心がない 31.9%	○関心がある 64.7% ○関心がない 34.4%	○関心がある 69.8% ○関心がない 29.2%	○関心がある 71.5% ○関心がない 28.2%	○関心がある 67.8% ○関心がない 31.4%
② ^(注2) 自衛隊や防衛問題に関心がある理由（上位3回答）	○日本の平和と独立に係わる問題だから 39.4% ○大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接なかわりを持つから 29.2% ○国際社会の安定に係わる問題だから 20.8%	○日本の平和と独立に係わる問題だから 40.8% ○大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接なかわりを持つから 28.6% ○国際社会の安定に係わる問題だから 20.8%	○日本の平和と独立に係わる問題だから 39.4% ○大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接なかわりを持つから 34.0% ○国際社会の安定に係わる問題だから 19.1%	○日本の平和と独立に係わる問題だから 46.1% ○大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接なかわりを持つから 26.5% ○国際社会の安定に係わる問題だから 19.8%	○大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接なかわりを持つから 41.7% ○日本の平和と独立を守る組織だから 32.2% ○国際社会の平和と安全のために活動しているから 18.9%
③ ^(注2) 自衛隊や防衛問題に関心がない理由（上位3回答）	○自衛隊や防衛問題についてよくわからないから 40.2% ○自分の生活に関係ないから 31.8% ○差し迫った軍事的脅威が存在しないから 19.7%	○自衛隊や防衛問題についてよくわからないから 39.3% ○自分の生活に関係ないから 30.7% ○差し迫った軍事的脅威が存在しないから 21.7%	○自衛隊や防衛問題についてよくわからないから 46.7% ○自分の生活に関係ないから 30.7% ○差し迫った軍事的脅威が存在しないから 17.7%	○自衛隊や防衛問題についてよくわからないから 43.6% ○自分の生活に関係ないから 30.4% ○差し迫った軍事的脅威が存在しないから 20.3%	○自分の生活に関係ないから 39.1% ○自衛隊についてよくわからないから 37.6% ○差し迫った軍事的脅威が存在しないから 16.4%
④ 自衛隊に対する印象	○良い 84.9% ○悪い 10.0%	○良い 80.9% ○悪い 14.1%	○良い 91.7% ○悪い 5.3%	○良い 92.2% ○悪い 4.8%	○良い 89.8% ○悪い 5.6%

⑤自衛隊の防衛力	○今の程度でよい 65.7% ○増強した方がよい 16.5% ○縮小した方がよい 9.4%	○今の程度でよい 65.1% ○増強した方がよい 14.1% ○縮小した方がよい 10.7%	○今の程度でよい 60.0% ○増強した方がよい 24.8% ○縮小した方がよい 6.2%	○今の程度でよい 59.2% ○増強した方がよい 29.9% ○縮小した方がよい 4.6%	○今の程度でよい 60.1% ○増強した方がよい 29.1% ○縮小した方がよい 4.5%
⑥ ^(注2) 自衛隊が存在する目的（複数回答の上位4回答）	○災害派遣 75.3% ○国の安全の確保 69.4% ○国内の治安維持 42.8% ○国際平和協力活動への取組 41.8%	○災害派遣 78.4% ○国の安全の確保 70.0% ○国際平和協力活動への取組 43.6% ○国内の治安維持 41.8%	○災害派遣 82.9% ○国の安全の確保 78.6% ○国際平和協力活動への取組 48.8% ○国内の治安維持 47.9%	○災害派遣 81.9% ○国の安全の確保 74.3% ○国内の治安維持 52.8% ○国際平和協力活動への取組 42.1%	○災害派遣 79.2% ○国の安全の確保 60.9% ○国内の治安維持 49.8% ○弾道ミサイル攻撃への対応 40.2%
⑦自衛隊が今後力を入れていく面（複数回答の上位4回答）	○災害派遣 67.1% ○国の安全の確保 54.9% ○国際平和協力活動への取組 36.9% ○国内の治安維持 34.4%	○災害派遣 73.8% ○国の安全の確保 60.1% ○国際平和協力活動への取組 44.3% ○国内の治安維持 39.0%	○災害派遣 76.3% ○国の安全の確保 71.5% ○国際平和協力活動への取組 43.5% ○国内の治安維持 41.7%	○災害派遣 72.3% ○国の安全の確保 69.9% ○国内の治安維持 48.8% ○国際平和協力活動への取組 35.7%	[該当する質問なし]
⑧ ^(注3) 災害派遣活動の印象（平成30年1月調査については、複数回答の上位4回答）	○大きな成果をあげている 28.4% ○ある程度成果をあげている 60.5% ○あまり成果をあげていない 7.4% ○ほとんど成果をあげていない 1.7%	○大きな成果をあげている 36.8% ○ある程度成果をあげている 54.8% ○あまり成果をあげていない 4.7% ○ほとんど成果をあげていない 0.7%	○大いに評価する 79.8% ○ある程度評価する 17.9% ○あまり評価しない 1.3% ○全く評価しない 0%	○大いに評価する 64.9% ○ある程度評価する 33.2% ○あまり評価しない 1.3% ○全く評価しない 0%	○被災者の救難・捜索などの人命救助活動 94.9% ○被災者への給食・給水・入浴などの生活支援活動 89.6% ○水・医薬品・おむつなどの緊急物資の輸送 78.5% ○被災者への医療支援活動 74.8%

(注1) いずれの調査も標本数は3,000人で、調査対象は、平成18年2月調査（回収率55.2%）、平成21年1月調査（同59.4%）が「全国20歳以上の者」、平成24年1月調査（同63.1%）、平成27年1月調査（同56.0%）、平成30年1月調査（同55.7%）が「全国の日本国籍を有する18歳以上の者」である。

(注2) 平成30年1月調査の質問項目①の質問は「自衛隊に対する関心」、質問項目②の質問は「自衛隊に関心がある理由」、質問項目③の質問は「自衛隊に関心がない理由」、質問項目⑥の質問は「自衛隊に期待する役割」である。

(注3) 質問項目⑧の質問内容は、平成24年1月調査以降、変更されている。平成24年1月調査の質問は「東日本大震災に係わる自衛隊の災害派遣活動に対する評価」、平成27年1月調査の質問は「自衛隊の災害派遣活動に対する評価」、平成30年1月調査の質問は「自衛隊の災害派遣活動の認知度（自衛隊が今までに実施してきた災害派遣活動について、どのような活動を知っているか）」である。

(出典) 内閣府「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（平成18年2月調査）<<https://survey.gov-online.go.jp/h17/h17-bouei/index.html>>; 同「同」（平成21年1月調査）<<https://survey.gov-online.go.jp/h20/h20-bouei/index.html>>; 同「同」（平成24年1月調査）<<https://survey.gov-online.go.jp/h23/h23-bouei/index.html>>; 同「同」（平成27年1月調査）<<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-bouei/index.html>>; 同「同」（平成30年1月調査）<<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bouei/index.html>> を基に筆者作成。

IV 近年行われた自衛隊の災害派遣

世論調査において自衛隊の災害派遣活動に対する国民の期待が高いという結果が現れているのは、東日本大震災以降も多くの災害が発生し、そのたびに国民の間で災害派遣活動の有効性を実感されてきたためと考えられる。自衛隊は実際にどのような活動を行ってきたのか、本章では、東日本大震災の後に行われた災害派遣活動の実績・具体的事例等を取り上げる⁽³⁵⁾。

東日本大震災発災の前年度に当たる平成 22 年度から平成 31・令和元年度までの災害派遣の実績をまとめたのが表 2 である。

表 2 平成 22 年度～平成 31・令和元年度に行われた災害派遣の実績

	災害派遣件数 (件)	派遣人員数 (人)	派遣車両数 (両)	派遣航空機数 (機)	派遣艦艇数 (隻)
平成 22 年度	529	39,646	6,637	649	2
平成 23 年度	586	43,494	12,177	968	2
東日本大震災 (平成 22～23 年度)	-	10,664,870	-	50,179	4,818
平成 24 年度	520	12,410	2,068	684	1
平成 25 年度	555	89,049	7,949	1,255	51
平成 26 年度	521	66,267	9,621	1,232	0
平成 27 年度	541	30,035	5,170	888	2
平成 28 年度	515	33,123	5,824	725	11
平成 28 年熊本地震	-	約 814,200	-	2,618	300
平成 29 年度	501	23,838	3,340	792	39
平成 29 年九州北部豪雨	-	約 81,950	約 7,140	169	0
平成 30 年度	430	22,665	3,090	644	11
平成 30 年 7 月豪雨	12	約 957,000	約 49,500	340	150
平成 30 年北海道 胆振東部地震	1	約 211,000	約 17,800	230	20
平成 31・令和元年度	447	43,285	7,597	707	9
令和元年房総半島台風 (台風 15 号)	1	現地活動人員 約 54,000 活動人員 約 96,000	約 19,000	約 20	約 20
令和元年東日本台風 (台風 19 号)	1	現地活動人員 約 84,000 活動人員 約 880,000	約 49,400	約 1,610	約 100

(注 1) 網掛けをした東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風(台風 15 号)、令和元年東日本台風(台風 19 号)の実績については、それぞれの年度の派遣実績からは除かれている。

(注 2) 活動人員には、現地活動人員に加え、整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員等の後方活動人員が含まれる。

(出典) 「資料 42 災害派遣の実績(過去 5 年間)」防衛省『防衛白書 平成 27 年版』2015, p.376. <<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2015/pdf/27shiryu03.pdf>>; 「資料 14 災害派遣の実績(過去 5 年間)」同『防衛白書 令和 2 年版』2020, p.502. <<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2020/pdf/R02shiryu.pdf>>等を基に筆者作成。

⁽³⁵⁾ 本章における自衛隊の災害派遣に関する記述については、「災害派遣実績」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html>>を参照した。

派遣件数を見ると、平成 27 年度以前は 550 件前後の水準で推移していた。平成 28 年度以降の件数は減少傾向にあるが、大きな被害をもたらす災害が目立つようになっている。東日本大震災の後に行われた規模の大きい災害派遣としては、平成 25 年台風 26 号、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風 19 号、加えて令和 2 年新型コロナウイルス感染症の各災害に対応するための災害派遣が挙げられる。以下、それらの災害派遣の概略を示す。また、山林火災の消火や CSF (Classical Swine Fever) ⁽³⁶⁾ への対応⁽³⁷⁾等、地震・豪雨対応以外の活動も多数行っていることが分かるよう、防衛省ウェブサイトの情報を基に、平成 30 年、平成 31・令和元年、令和 2 年に行われた主な災害派遣のリストを作成した (表 4、表 5、表 6)。

1 平成 25 年台風 26 号及び平成 28 年熊本地震に係る災害派遣

(1) 平成 25 年台風 26 号に係る災害派遣

平成 25 年の台風 26 号は、10 月 16 日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近し、同日 15 時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。この台風及び台風から変わった温帯低気圧により、15 日と 16 日を中心に、西日本から北日本の広い範囲で暴風、大雨となった⁽³⁸⁾。特に東京都大島町では、16 日未明から 1 時間に 100mm を超える猛烈な雨が数時間降り続き、24 時間の降水量が 800mm を超える大雨となった。平成 26 年 1 月 15 日 10 時現在の消防庁情報によると、この暴風と大雨により、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県で死者 40 名、行方不明者 3 名 (うち、大規模な土砂災害が発生した東京都大島町で、死者 36 名、行方不明者 3 名) の犠牲を出した⁽³⁹⁾。全国の広い範囲で住家損壊、土砂災害、浸水害、河川の氾濫等が起り、停電、電話の不通、水道被害、鉄道の運休、航空機・フェリーの欠航等による交通障害も発生した。

陸上自衛隊第 1 師団 (東京都練馬区の練馬駐屯地) は、10 月 16 日 10 時 20 分に行われた東京都知事からの要請を受け、東京都大島町において行方不明者の捜索活動を開始した⁽⁴⁰⁾。10 月 20 日には、離島であり交通が困難な伊豆大島での災害派遣活動をより効果的に行うとともに、海上自衛隊、航空自衛隊が保有する輸送力を最大限活用し、陸上自衛隊の組織力をいかした一元的な運用の必要性から、陸上自衛隊東部方面総監を指揮官とした「伊豆大島災統合任務部隊」が編制された⁽⁴¹⁾。人員約 20,970 人、車両約 5,120 両、艦船 17 隻、航空機 80 機が投入され、行方不明者捜索、患者空輸、入院患者の島外避難搬送、遺体の搬送、関係機関の対処要員・物資

⁽³⁶⁾ CSF は「豚コレラ」と表記されることが多い。また、令和 2 年の家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 改正 (令和 2 年法律第 2 号。令和 2 年 4 月 3 日公布) に伴い、法律上の名称が「豚コレラ」から「豚熱」に変更された (農林水産省消費・安全局「家畜の伝染性疾患の名称変更について」<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/kaiseir2-19.pdf>)。

⁽³⁷⁾ CSF への対応については、例えば、「もう一つの災害派遣 「豚コレラ災害派遣」—陸上自衛隊第 10 師団—」『正論』578 号、2019.12, pp.190-193 を参照。

⁽³⁸⁾ 以下の本段落の記述については、気象庁「台風第 26 号による暴風・大雨 平成 25 (2013) 年 10 月 14 日～10 月 16 日」2013.10.18, p.1. <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/report/2013/20131014/jyun_sokuji20131014-1016.pdf>; 内閣府「平成 25 年台風第 26 号による被害状況等について (第 30 報)」2013.11.25, p.1. <http://www.bousai.go.jp/updates/h25typhoon26/pdf/h25typhoon26_30.pdf> を参照した。

⁽³⁹⁾ 消防庁応急対策室「平成 25 年台風第 26 号による被害状況等について (第 37 報)」2014.1.15. <<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/assets/post729.pdf>>

⁽⁴⁰⁾ 以下の本段落の記述については、防衛省「台風 26 号に伴う行方不明者の捜索活動に係る災害派遣について (最終報)」2013.11.8. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11347003/www.mod.go.jp/j/press/news/2013/11/08f.html>> を参照した。

⁽⁴¹⁾ 防衛省「統合任務部隊の組織について」2013.10.20. 同上 <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11347003/www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/h25_typhoon/20131020.html>

の輸送支援、二次災害予防処置（土砂・流木の除去、土のう作成・運搬）、ヘリコプター映像伝送による官邸等への情報提供が行われ、11月8日17時19分に災害派遣の終結命令が発出された。

(2) 平成 28 年熊本地震に係る災害派遣

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方を震源（深さ 11km）とする地震（マグニチュード 6.5、熊本県益城町宮園において最大震度 7 を記録）が、4 月 16 日 1 時 25 分、熊本県熊本地方を震源（深さ 12km）とする地震（マグニチュード 7.3、熊本県益城町宮園、西原村小森において最大震度 7 を記録）が発生した⁽⁴²⁾。

これらの地震による被害（平成 31 年 4 月 12 日 18 時現在の消防庁情報）は、人的被害が、死者 273 名、重傷者 1,203 名、軽傷者 1,606 名、住家被害が、全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、一部破損 163,500 棟、非住家被害が、公共建物 467 棟、その他 12,918 棟、火災が 15 件であった。避難所への避難者最大数は、熊本県が 183,882 名、大分県が 12,443 名であった。土砂災害（平成 31 年 4 月 11 日 12 時現在の国土交通省情報）は、土石流等が 57 件（熊本県 54 件、大分県 3 件）、地すべりが 10 件（熊本県 10 件）、がけ崩れが 123 件（佐賀県 1 件、長崎県 1 件、熊本県 94 件、大分県 15 件、宮崎県 11 件、鹿児島県 1 件）発生した。

4 月 14 日 22 時 40 分に、熊本県知事から陸上自衛隊第 8 師団（熊本県熊本市の北熊本駐屯地）に対し、4 月 16 日 2 時 36 分に、大分県知事から陸上自衛隊西部方面特科隊（大分県由布市の湯布院駐屯地）に対し、人命救助等に係る災害派遣要請が行われた⁽⁴³⁾。それらを受けて行われた自衛隊の災害派遣は、人員が延べ約 814,200 人（最大時約 26,000 人）、航空機が延べ 2,618 機（最大時 132 機）、艦船が延べ 300 隻（最大時 15 隻）であった。平成 28 年熊本地震に係る災害派遣における自衛隊の活動実績は、表 3 のとおりである。これら以外にも、感染症対策支援チーム（看護師等）によって各避難所における環境評価支援等が実施され、4 月 23 日から 5 月 29 日まで、防衛省が PFI 契約している民間船舶「はくおう」⁽⁴⁴⁾を休養施設として活用し、17 回にわたり、約 2,600 名に原則として 1 泊 2 日の宿泊、食事及び入浴サービスが提供された。4 月 17 日から 5 月 9 日までは、即応予備自衛官の災害等招集も行われ⁽⁴⁵⁾、約 160 名が活動した。

(42) 以下の本段落及び次段落の記述については、内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日 18 時 00 分現在）pp.1-4. <http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_55.pdf> を参照した。

(43) 以下の本段落の記述については、防衛省「平成 28 年熊本地震に係る災害派遣について（最終報）」2016.5.30. <<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2016/05/30b.html>> を参照した。

(44) 鳥しよ侵攻対処、その他の緊急出動時や大規模災害時においては、機動展開可能な相当量の海上輸送力の確保が必要となるが、その必要輸送力を自衛隊独自で確保すると多大な財政負担が発生することから、民間海上輸送力を効果的かつ効率的に活用できる仕組みとして PFI 契約が導入されている（「民間海上輸送力活用に係わる PFI 事業」p.5. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/kouritsuka/rev_suishin/h31/pdf/ronten_02.pdf>）。

(45) 「即応予備自衛官の災害等招集の実施に関する命令（平成 28 年自行災命第 11 号）」

表3 平成28年熊本地震に係る災害派遣における自衛隊の活動実績（全て累計）

活動内容		実績
人命救助 ・ 安全確保	人命救助・行方不明者捜索	16名
	患者輸送	約510名
	安全確保のための人員輸送	約730名
	道路の啓開（瓦礫除去）（最大時17か所）	約16km
生活支援	物資輸送（最大時約227か所）	毛布：約42,300枚 飲料水：約1,003,000本 日用品：約53,000箱 食料品：約1,755,300食
	給食支援（最大時49か所）	約911,700食
	給水支援（最大時147か所）	約10,920t
	入浴支援（最大時25か所）	約140,940名
	天幕支援（最大時5か所）	約30張
	医療支援（最大時9か所）	約2,320名
	瓦礫等の搬出（最大時30個地域）	トラック約160台分
	エコノミークラス症候群対策（天幕支援）	約20張

（出典）防衛省「平成28年熊本地震に係る災害派遣について（最終報）」2016.5.30. <<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2016/05/30b.html>> を基に筆者作成。

2 平成30年以降に行われた災害派遣

防衛省ウェブサイトの「災害派遣実績」に掲載されている平成30年の災害派遣をリストアップしたのが表4、平成31・令和元年の災害派遣をリストアップしたのが表5、令和2年（1月～7月）の災害派遣をリストアップしたのが表6である。

表4 平成30年に行われた自衛隊の災害派遣

派遣日・期間	派遣目的等
1月4日	東京都西多摩郡奥多摩町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
1月10日～11日	群馬県甘楽郡南牧村における山林火災の消火活動に係る災害派遣
1月11日～12日	香川県さぬき市における鳥インフルエンザに係る災害派遣（鶏の殺処分等）
1月23日	草津白根山における噴火に伴う人命（群馬県吾妻郡草津町のスキー場において噴石により発生した負傷者等）救助等に係る災害派遣
1月29日～2月2日	新潟県佐渡市における給水支援に係る災害派遣（凍結した水道管の破裂による水圧低下及び断水）
1月30日	蔵王山における残留者の捜索に係る災害派遣（気象庁が、1月30日14時38分、蔵王山において小規模な噴火の可能性があると見て、噴火警戒レベルをレベル1（活火山であることに留意）からレベル2（火口周辺規制）に引き上げたため、山形県知事が要請）
1月30日～2月2日	石川県輪島市における給水支援に係る災害派遣（凍結した水道管の破裂による断水）
2月5日～6日	山形県上山市（蔵王温泉スキー場）における遭難者（2名）捜索に係る災害派遣
2月5日～6日	兵庫県加古川市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
2月6日～10日	福井県における大雪に係る災害派遣（人員約4,925人、車両約805両を派遣し、約1,190両の車両救出、約6,750食の食料配布、約31.8kmの除雪、約15,320ℓの給油支援等を実施）
2月15日～18日	福井県福井市における除雪支援に係る災害派遣（2月6日から断続的に降り続いた記録的な大雪により必要となった排雪場の増設のため）

2月21日～3月7日	青森県上北郡東北町における燃料等の回収に係る災害派遣（米軍三沢飛行場所属 F-16 戦闘機 1 機が離陸直後、エンジンからの出火により小川原湖に投棄した外装燃料タンクから油が流出）
3月2日	北海道千歳市における暴風雪に伴う人命（行方不明の1名）救助に係る災害派遣
3月9日	北海道上川郡新得町における行方不明者（サホロリゾートスキー場を訪れていた外国人男性スキー客2名）捜索に係る災害派遣
3月19日～21日	宮城県沖における行方不明船舶（4名乗船）の捜索に係る災害派遣
3月29日～30日	鳥根県隠岐郡隠岐の島町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月2日～3日	長野県飯田市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月6日	長野県長野市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月9日	鳥根県西部を震源とする地震（4月9日に発生した地震で、鳥根県大田市で最大震度5強を観測）に係る防衛省・自衛隊の対応（鳥根県からの要請による給水支援）
4月9日～11日	鳥根県大田市における給水支援に係る災害派遣（4月9日に発生した地震により、水道管が破裂し、断水）
4月11日	紀伊半島沖における行方不明船舶（1名乗船のヨット）の捜索に係る災害派遣
4月12日	宮崎県東臼杵郡美郷町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月12日～14日	岩手県宮古市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月21日	秋田県男鹿市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月29日～5月2日	沖縄県宮古島市伊良部島における給水支援に係る災害派遣（水道管漏水による水圧の低下及び断水）
5月6日	宮城県沖における行方不明船舶（1名乗船）の捜索に係る災害派遣
6月7日	沖縄県那覇市北西沖における民間ヘリコプターの捜索救助に係る災害派遣
6月8日～9日	北海道札幌市南区定山溪における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
6月18日～26日	大阪府北部を震源とする地震（人員約1,145人、車両約280両、航空機12機を派遣し、給水支援、入浴支援、応急対策支援（ブルーシート展張）等の活動を実施）
6月27日～28日	宮城県蔵王山における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
7月1日～2日	北海道上川郡旭岳における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
7月4日	台風7号に伴う長崎県における人員等の輸送に係る災害派遣（台風7号により長崎県五島市及び南松浦郡新上五島町において発生した停電に伴う応急復旧のための人員及び資機材の輸送）
7月6日	京都府京都市における水防活動（堤防補強のための土のう積み）に係る災害派遣（台風7号及びその後の大雨により河川が増水し、氾濫危険水位に達したため）
7月6日～8月18日	平成30年7月豪雨に係る災害派遣
7月10日～13日	東京都小笠原村父島周辺海域における行方不明漁船の捜索に係る災害派遣
8月6日～8日	8月5日～6日の局地的大雨による山形県最上郡戸沢村における孤立者に対する給水・給食支援に係る災害派遣
8月7日～8日	長野県木曾郡大桑村城山における山林火災の消火活動に係る災害派遣
8月10日～11日	群馬県草津白根山付近における行方不明航空機の捜索等に係る災害派遣
8月11日～12日	北海道日高地方幌尻岳における行方不明者（男性1名）捜索等に係る災害派遣
9月6日～10月14日	平成30年北海道胆振東部地震に係る災害派遣（人員約1,000人、航空機5機を派遣し、人命救助、道路啓開、給水支援、入浴支援、給食支援、輸送支援、厚真ダム支援等の活動を実施）
9月27日～10月2日	福島県沖の太平洋上において行方不明となった小型航空機の捜索等に係る災害派遣
9月28日～29日	北海道恵庭市における人命（盤尻の林道付近において行方不明となった男性1名）救助に係る災害派遣
10月1日	台風24号に伴う人員の輸送に係る災害派遣（鹿児島県鹿児島郡十島村の停電の復旧作業及び被害状況把握のための輸送）

10月14日	高知県高岡郡四万十町における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
10月24日～11月7日	山口県大島郡周防大島町における浄水・給水支援に係る災害派遣（大島大橋に外国船が接触し、送水管が脱落したことによる断水）
10月28日	東京都小笠原村硫黄島沖における漁船横転による乗組員（8名）の人命救助及び輸送に係る災害派遣
11月9日	沖縄県那覇沖におけるダイビング船の転覆に係る災害派遣（近傍の端島に漂着した乗組員4名の救出）
11月21日	東京都小笠原村硫黄島における船舶の座礁及び係留作業用ボートの転覆による乗組員（10名）の人命救助等に係る災害派遣
11月22日	東京都小笠原村硫黄島において座礁した民間船舶の人員輸送（硫黄島基地に退避中の乗組員を当該民間船舶に輸送）に係る災害派遣
12月6日～11日	四国沖で墜落した米軍機の乗員の捜索救助に係る災害派遣
12月25日～27日	岐阜県関市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）

（出典）「災害派遣 | 2018（平成30）年」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/2018/2018.html>> を基に筆者作成。

表5 平成31・令和元年に行われた自衛隊の災害派遣

派遣日・期間	派遣目的等
平成31年	
1月3日	群馬県安中市における人命（消火活動中に滑落した消防隊員1名）救助に係る災害派遣
1月3日～4日	群馬県安中市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
1月16日	石川県輪島港沖における漁船（乗組員8名）の座礁による人命救助等に係る災害派遣
1月23日～25日	埼玉県比企郡ときがわ町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
1月24日～26日	和歌山県田辺市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
1月29日～30日	岐阜県各務原市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
2月6日～9日	愛知県、岐阜県、長野県における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
2月14日～20日	愛知県田原市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
2月16日～17日	北海道上川郡旭岳における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
2月19日～21日	岐阜県瑞浪市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
3月7日	京都府舞鶴市舞鶴港における民間車両（1両）の海への転落に係る災害派遣
3月24日～25日	埼玉県飯能市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
3月25日～26日	栃木県足利市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
3月27日～30日	愛知県瀬戸市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
4月5日	広島県呉市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月5日～6日	静岡県浜松市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月5日～7日	長野県南佐久郡佐久穂町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月6日	長野県塩尻市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月6日	京都府舞鶴市舞鶴港における民間車両（1両）の海への転落に係る災害派遣
4月6日～7日	長野県下伊那郡喬木村における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月9日～10日	福島県郡山市田村町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月10日～13日	愛知県瀬戸市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
4月17日～19日	岐阜県恵那市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
4月19日	長野県軽井沢町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
4月19日～20日	沖縄県宮古島市の海岸に漂着した油物の除去に係る災害派遣
4月22日	群馬県甘楽郡下仁田町における山林火災の消火活動に係る災害派遣

4月23日	青森県三戸郡南部町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
令和元年	
5月3日	岐阜県高山市焼岳付近における民間グライダーの不時着（捜索救難）に係る災害派遣
5月10日～11日	宮城県大崎市における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
5月12日	山形県大石田町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
5月14日～15日	山形県米沢市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
5月17日～20日	愛知県田原市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
5月18日～20日	鹿児島県屋久島における豪雨による土砂崩れで孤立した登山者の救助等に係る災害派遣
5月19日～24日	鹿児島県口永良部島における豪雨による断水被害等に係る災害派遣
5月25日	北海道樺戸郡新十津川町における林野火災に係る災害派遣
5月27日	東京都檜原村における山林火災の消火活動に係る災害派遣
5月27日～31日	千葉県銚子市犬吠埼沖における船舶衝突事故に伴う行方不明者（乗組員3名）救助に係る災害派遣
5月27日～6月4日	北海道雄武町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
6月5日～8日	岐阜県山県市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
6月20日～22日	高知県安芸郡北川村における山林火災の消火活動に係る災害派遣
6月29日～7月2日	愛知県西尾市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
7月3日～4日	6月下旬からの大雨に係る災害派遣（人員約200人を鹿児島県に派遣し、情報収集、人命救助、道路啓開（土砂除去）等の活動を実施）
7月3日～5日	岐阜県恵那市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
7月24日～27日	三重県いなべ市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
8月28日～10月7日	令和元年8月の前線に伴う大雨に係る災害派遣（佐賀県において人命救助、生活支援、物資輸送等の活動を実施）
9月10日～11月5日	令和元年台風15号に係る災害派遣（千葉県、神奈川県において、一般住民向け給水支援、病院等向け給水支援、患者空輸、停電復旧作業等のための倒木・土砂除去の支援、入浴支援、ブルーシートの展張支援・輸送支援等の活動を実施）
9月13日	広島県江田島市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
9月17日～21日	北海道納沙布岬東方沖における漁船の捜索に係る災害派遣
9月22日～24日	岐阜県恵那市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
9月23日	長崎県対馬市における給水支援に係る災害派遣（台風17号による断水）
9月24日～28日	山梨県南都留郡道志村における行方不明者（女兒1名）捜索に係る災害派遣
10月2日～3日	大阪府岸和田市における行方不明者（女性1名）捜索に係る災害派遣
10月12日～11月30日	令和元年台風19号に係る災害派遣
12月10日	宮崎県宮崎市における捜索救助（双石山で滑落した男性1名）に係る災害派遣
12月21日～24日	御蔵島（伊豆諸島）周辺における漁船の捜索に係る災害派遣

（出典）「災害派遣 | 2019（令和元・平成31）年」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/2019/2019.html>> を基に筆者作成。

表6 令和2年（1月～7月）に行われた自衛隊の災害派遣

派遣日・期間	派遣目的等
1月8日～20日	沖縄県うるま市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
1月31日～3月16日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための帰国邦人等の救援に係る災害派遣〔自主派遣〕
2月2日～4日	沖縄県沖縄市における豚コレラに係る災害派遣（豚の殺処分等の支援）
2月6日～3月16日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣（クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」における生活支援、医療支援）〔1月31日から実施している自主派遣に追加〕
2月20日～21日	北海道旭岳における遭難者（男性1名）捜索に係る災害派遣
3月1日～3日	青森県下北郡沖における貨物船沈没に伴う乗員（行方不明の外国人13名）の捜索救助に係る災害派遣
3月24日～25日	宮崎県えびの市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
3月27日～28日	茨城県久慈郡大子町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
3月28日～5月31日	新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る災害派遣〔自主派遣〕
4月3日～	新型コロナウイルス感染症に対する市中感染対応に係る災害派遣等（各都府県知事からの要請に基づく派遣）
4月30日～5月1日	山形県南陽市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
5月8日～11日	兵庫県朝来市における山林火災の消火活動に係る災害派遣
5月9日～10日	北海道川上郡標茶町における山林火災の消火活動に係る災害派遣
5月17日～18日	北海道函館市恵山における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
5月18日～21日	宮城県加美町船形山における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
5月26日	京都府舞鶴市内における行方不明者捜索に係る災害派遣（民間車両1両が海に転落）
5月31日	北海道今金町における行方不明者（男性1名）捜索に係る災害派遣
7月4日～8月7日	令和2年7月豪雨に係る災害派遣

（出典）「災害派遣 | 2020（令和2年）年」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html>> を基に筆者作成。

（1）平成30年7月豪雨に係る災害派遣

平成30年6月28日以降、北日本に停滞していた梅雨前線は、7月5日に西日本まで南下して停滞した⁽⁴⁶⁾。また、6月29日に発生した台風7号は、東シナ海を北上し、7月4日に日本海で温帯低気圧に変わった。この前線や台風7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となった。6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる降水量が観測された地域があったほか、九州北部、四国、中国、近畿、東海及び北海道地方における多くの観測地点で、24時間、48時間又は72時間降水量が観測史上1位となった。気象庁は、7月6日に福岡県、佐賀県、長崎県、岡山県、広島県、鳥取県、兵庫県及び京都府の1府7県に、7日には岐阜県に、8日には高知県及び愛媛県に大雨特別警報を出して最大級の警戒を呼び掛け、9日に6月28日以降の記録的な大雨を「平成30年7月豪雨」と名付けた。

平成30年7月豪雨による被害状況（平成31年4月1日現在）は、人的被害が、死者263名、

(46) 以下の本段落及び次段落の記述については、消防庁応急対策室「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況（第60報）」（令和元年8月20日（火）13時00分）pp.1-2, 10. <<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/190820nanagatugou60h.pdf>> を参照した。

行方不明者 8 名、負傷者（重傷）138 名、負傷者（軽傷）311 名、住家被害が、全壊 6,783 棟、半壊 11,342 棟、一部破損 4,093 棟、床上浸水 6,982 棟、床下浸水 21,600 棟、非住家被害が、公共建物 699 棟、その他 6,077 棟であった。

平成 30 年 7 月豪雨においては、7 月 6 日、7 日に京都府から、6 日に高知県、福岡県、広島県、岡山県から、7 日に愛媛県、山口県から、8 日に兵庫県から災害派遣要請が行われ、最大時は、人員約 33,100 人、艦船 28 隻、航空機 38 機が派遣された（撤収要請日が最も遅かったのは岡山県の 8 月 18 日）⁽⁴⁷⁾。自衛隊は、人命救助・孤立者救助（2,284 名）、給水支援（18,973.3t）、「はくおう」を活用した入浴サービスの提供を含む入浴支援（94,119 名）、給食支援（約 20,590 食）、物資輸送（飲料 182,512 本、食料 74,027 食、燃料 125.5kl 等）、水防活動（土のう作成）（約 5,200 袋）、道路啓開（約 39.8km）、瓦礫処理等（ダンプカー 13,890 台分）を行った。

(2) 令和元年台風 19 号に係る災害派遣

令和元年 10 月 6 日 3 時に発生した台風 19 号は、非常に強い勢力を保ったまま、12 日 19 時前に伊豆半島に上陸した⁽⁴⁸⁾。大型で強い台風の接近に伴い、西日本から東日本の太平洋側を中心に激しい雨が降り、12 日 15 時 30 分、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県に、同日 19 時 50 分、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県に、13 日 0 時 40 分、岩手県に大雨特別警報が出された。大雨特別警報は、13 日 8 時 40 分までに全て解除されたが、関東地方と北陸地方では 13 日未明まで、東北地方では 13 日明け方まで広い範囲で雷を伴った非常に激しい雨が降った。また、12 日から 13 日にかけて北日本から東日本の太平洋側を中心に、広い範囲で非常に強い風が吹き、記録的な暴風となった。

台風 19 号による被害状況（令和 2 年 1 月 10 日現在）は、人的被害が、死者 99 名、行方不明者 3 名、負傷者（重傷）38 名、負傷者（軽傷）342 名、住家被害が、全壊 3,225 棟、半壊 28,811 棟、一部破損 31,735 棟、床上浸水 7,776 棟、床下浸水 22,592 棟、非住家被害が、公共建物 189 棟、その他 11,895 棟であった。道路陥落、土砂崩落、浸水により多くの地域で孤立者が発生し、重要施設では、神奈川県川崎市のコンビナートで、強風により製造施設の配管が破損し、エタノール約 600 l の漏えい、川崎市の別のコンビナートで、強風により変圧器が破損し、絶縁油 470 l の漏えい、神奈川県横浜市のコンビナートで、流出油等防止堤の 3 か所にわたる破損等が起こった。

自衛隊は、10 月 12 日に宮城県、栃木県、静岡県、長野県、東京都、福島県から、13 日に茨城県、宮城県、栃木県、福島県、東京都、岩手県、群馬県、埼玉県、静岡県、神奈川県、千葉県から災害派遣要請を受け、11 月 30 日まで災害派遣活動を行った⁽⁴⁹⁾。自衛隊が行った災害派遣の主な実績（令和元年 11 月 30 日時点）は、人命救助の救助者数が約 2,040 名、給水支援・給食支援・入浴支援の給水量が約 7,030t、給食提供数が約 50,360 食、入浴者数が約 70,230 名、災害廃棄物等処理が約 95,580t、道路啓開が約 100km、防疫支援が約 349,950m²、電力復旧支援

(47) 以下の本段落の記述については、防衛省「平成 30 年 7 月豪雨に係る自衛隊の災害派遣について（最終報）」2018.8.18. <<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/08/18a.pdf>> を参照した。

(48) 以下の本段落及び次段落の記述については、消防庁災害対策本部「令和元年台風第 19 号及び前線による大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第 64 報）」（令和 2 年 1 月 10 日（金）10 時 00 分）pp.1-3. <<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/taihuu19gou64.pdf>> を参照した。

(49) 非常災害対策本部「令和元年台風第 19 号等に係る被害状況等について」2019.12.12, pp.55-56. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/content/r1typhoon19_42.pdf>

(倒木の除去等)が約1,330本、物資輸送が約60トン、家屋応急処置(ブルーシート展張)が約1,040軒、医療支援が約230名であった⁽⁵⁰⁾。即応予備自衛官は約370人、予備自衛官は約50人招集された。

(3) 令和2年の新型コロナウイルス感染症に対応するための災害派遣

中国で感染が拡大していた新型コロナウイルス感染症について、政府が対策本部を設置して対策を推進していたことを踏まえ、令和2年1月31日～3月16日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国した邦人等の救援に係る災害派遣(宿泊施設等における停留者の生活支援等)が自主派遣の形で行われた⁽⁵¹⁾。

2月6日からは、新型コロナウイルスの感染者が確認されたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」(横浜港沖に停泊)の乗客等に対する生活支援が行われ、クルーズ船内での医療支援のために自衛隊の医官等が派遣された⁽⁵²⁾。また、自衛隊は、高齢の乗客、濃厚接触者とされた乗客の政府宿泊施設への移送等にも協力した⁽⁵³⁾。3月16日まで行われたダイヤモンド・プリンセス号における災害派遣では、医官を含む延べ691人の自衛隊員⁽⁵⁴⁾が乗客等に対する医療支援を実施したほか、延べ1,305人の自衛隊員が生活物品の搬入、仕分けに加え、船内の消毒活動を実施した⁽⁵⁵⁾。これらの活動により、自衛隊は、97名のPCR検査陽性患者を自衛隊の救急車で搬送、陽性で無症状の者128名を医療施設に移送、基礎疾患を有する者や高齢者等382名を一時宿泊施設に移送、各国政府がチャーターした航空機への搭乗を希望した1,345名を羽田空港に移送した。隊員の活動拠点となった「はくおう」は、一時停留の場所として活用された。

さらに、3月28日～5月31日、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の強化に係る災害派遣(自主派遣)が行われた。当初から行われたのは、①自衛隊医官等による空港(成田、羽田)における検疫支援(PCR検査のための検体採取)、②PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する者の空港(成田、羽田、関西国際、中部国際)から宿泊施設への輸送支援(4～5日かけて民間のバス会社に防護教育を行った上で引継ぎ)、③宿泊施設に滞在する帰国者・入国者への生活支援(食事の配分等)である。4月3日からは、29都道府県のPCR検査陽性者・民間事業者等を対象に、④医官及び看護官による検体採取支援、⑤民間宿泊施設における陽性者(無症状・軽症)に対する生活支援(後に民間に引継ぎ)、⑥病院から民間宿泊施設への陽性者(無症状・軽症)の輸送支援(後に民間に引継ぎ)、⑦自治体職員、民間宿泊施設従業員

50) 以下の本段落の記述については、防衛省統合幕僚監部「令和元年台風19号等に係る災害派遣」2019.12.1. <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/2019/typhoon19/docs/gai1202a.pdf>> を参照した。

51) 防衛省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための帰国邦人等の救援に係る災害派遣の実施について」2020.1.31. <<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2020/01/31c.pdf>>

52) 防衛省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣の実施について」2020.2.6. <<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2020/02/06d.pdf>>

53) 厚生労働省ダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部「ダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部報告書」2020.5.1. <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627363.pdf>>

54) 自衛隊員は、防衛省職員のうち、自衛隊法第2条第5項で規定されている者を指す。自衛隊員は、事務次官を始めとする事務官・技官などいわゆる文民と、統合幕僚長を頂点とする陸・海・空自衛官から成る。自衛隊員のうち、階級を有して、制服を着用し、武器を持って戦うことを任務としているのが「自衛官」である(「第6回自衛官になるには」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/pco/saga/rensai/no_6/no_6.html>)。「自衛隊員」と「自衛官」の使い分けについて、本稿は、基本的には参考とした資料の記述に従っている。

55) 以下の本段落の記述については、「防衛大臣記者会見」2020.3.3. 同上 <<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0303a.html>> を参照した。

等への感染予防教育、⑧離島からの患者空輸、の五つの支援も行われた⁽⁵⁶⁾。自衛隊の活動人員は約 8,670 人で、その内訳は、検疫支援が約 610 人（約 46,000 名の帰国者のうち約 20,400 名の検体を採取）、輸送支援が約 2,920 人（約 6,110 名を輸送）、生活支援が約 3,490 人（約 17,180 名に提供）、統合現地調整所（自衛隊災害派遣部隊の活動に係る調整を図るため、主に空港に設置）が約 1,650 人である⁽⁵⁷⁾。

4 月 3 日から行われた都道府県知事等からの要請を受けた「新型コロナウイルス感染症に対する市中感染対応に係る災害派遣等」においては、31 都道府県に対し、教育支援、生活支援、輸送支援、医療支援・検体採取支援、天幕展張・維持管理支援、患者空輸、資器材提供が実施されている⁽⁵⁸⁾。

V 自衛隊の災害派遣活動における課題

東日本大震災以降の自衛隊の災害派遣については、初動対応等が改善され、災統合任務部隊の編制、予備自衛官・即応予備自衛官制度の活用等の実績の積み重ね、顕在化した課題への対応が行われたことにより、活動水準は上がっている。しかし、引き続き対応すべき課題も多数残されている。本章では、対応を急ぐ必要があると考えられる課題を七つ取り上げる。

1 自衛隊の本来業務への支障の回避

(1) 自衛隊が災害派遣を行う範囲の再整理

河野太郎防衛大臣は、令和 2 年 1 月 17 日の記者会見において、大規模かつ長期間の災害派遣活動が著しく増えたことにより、陸上自衛隊では、部隊の練度の維持・向上のために必要な各種訓練を 300 件近く中止・縮小・延期したと考えられることを明らかにした⁽⁵⁹⁾。自衛隊幹部による「正規の自衛官だけで数カ月間、災害派遣のローテーションを組むのは負担が重すぎる」というコメントも報じられた⁽⁶⁰⁾。

さらに、河野防衛大臣は、令和 2 年 2 月 21 日の記者会見で、新型コロナウイルスの感染拡大による災害派遣が長引いている状況の中、災害派遣の在り方を見直す必要性についての考えを問う質問に対し、「台風のような災害は、これからも気候変動の影響で増えてくると思います。そういった中で、自立的に行動のできる自衛隊の果たす役割というのは非常に大きいと思いますので、大きな災害が予想されるときは、最大限の準備をして、それに備えるというのは自衛隊として非常に大事かと思えます。ただ、それがただらといつまでも続くというのは自衛隊の練度を維持、即応性を維持する上で問題になりかねないと思っておりますので、そういうことについてはきちんと、どの段階で手渡しをするか、ということはしっかりとルールを決めた

⁽⁵⁶⁾ 防衛省「新型コロナウイルス感染拡大を受けた防衛省・自衛隊の取組 更新版」2020.5.18. <<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/2020/covid/siryo2.pdf>>

⁽⁵⁷⁾ 防衛省「新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る災害派遣について」2020.6.1. Internet Archive Website <https://web.archive.org/web/20200618143345/https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_press1.pdf>

⁽⁵⁸⁾ 防衛省「新型コロナウイルス感染症に対する市中感染対応に係る災害派遣等について（2020 年 8 月 7 日現在）」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_press1.pdf>

⁽⁵⁹⁾ 「防衛大臣記者会見」2020.1.17. 同上 <<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0117a.html>>

⁽⁶⁰⁾ 「長期・広域の災害派遣対応 予備自衛官 最大 1000 人招集 なり手不足、職場負担課題」『産経新聞』2019.10.16.

り、相談をしたりということをしていきたいと思っております。」⁽⁶¹⁾との認識を明らかにした。要請による災害派遣については、三つの原則（第I章第2節を参照）の特に「非代替性」要件に反すると考えられるケースが問題視されていたことから、防衛省が災害派遣の「線引き」の検討を始めたことも報じられている⁽⁶²⁾。

(2) 予備自衛官、即応予備自衛官の補充

自衛隊の主たる任務は国防であり、その任務をおろそかにすることは許されない。そのような状況の中、万全の国防と災害対応を両立させるために重要な存在となるのが、東日本大震災以降の災害で活用されている予備自衛官と即応予備自衛官である⁽⁶³⁾。平成30年度末時点での現員は、予備自衛官が33,975人、即応予備自衛官が4,318人である⁽⁶⁴⁾。しかし、員数は、予備自衛官が47,900人（陸上自衛隊46,000人、海上自衛隊1,100人、航空自衛隊800人⁽⁶⁵⁾）、即応予備自衛官が8,075人（陸上自衛隊のみ）となっており⁽⁶⁶⁾、想定人数を大きく割った状態にある。その原因として、予備自衛官は年間「3日間+2日間」又は「5日間」の、即応予備自衛官は年間「30日（2日間～4日間程度の訓練を複数回）」の訓練を受けることが必要で、本人及び職場に負担がかかることが指摘されている⁽⁶⁷⁾。

予備自衛官は元自衛官（勤務期間1年以上の者）のほか、自衛官の経験がなくても予備自衛官補になって教育訓練を受ければなることができる⁽⁶⁸⁾。即応予備自衛官は、以前は元自衛官にしか応募資格がなかったが、平成31年4月からは予備自衛官同様、予備自衛官補からの任用プロセスが加えられた。また、即応予備自衛官を雇用する企業等の負担等に報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えるため、平成10年に即応予備自衛官雇用企業給付金制度が設けられた。これは、即応予備自衛官1人当たり月額42,500円（年額510,000円）を雇用企業に対して支給するものである。雇用企業向けの制度としては、さらに平成30年度に、予備自衛官等が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等の招集に応じた場合や、各招集中における公務上の負傷等により平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、平素の勤務先における事業に従事することができなかつた日数に34,000円を乗じた額が予備自衛官を雇う企業に支払われる雇用企業協力確保給付金制度も導入されている。

(61) 「防衛大臣記者会見」2020.2.21. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0221a.html>>

(62) 「災害派遣の線引き協議へ 自衛隊、救援が長期・多様化 国防へ練度低下懸念も」『産経新聞』2020.2.22.

(63) 国防と災害対応を両立させる他の方策について、例えば軍事社会学者の北村淳氏は、災害救助活動に特化した「常設災害救援復興隊」のような組織を陸上自衛隊の一部を母体として発足させることを提案している（北村淳「繰り返される大規模災害に思う 日本は常設の災害救援復興隊を持つべきだ」2020.7.30. 朝日新聞 GLOBE+ ウェブサイト <<https://globe.asahi.com/article/13587323>>）。

(64) 防衛省「平成31年度行政事業レビューシート 事業名：予備自衛官に必要な経費」；同「平成31年度行政事業レビューシート 事業名：即応予備自衛官に必要な経費」「レビューシートリスト」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/kouritsuka/rev_suishin/h31/rev_mid_list_h30.html#No42> の「0239 予備自衛官に必要な経費」と「0240 即応予備自衛官に必要な経費」から参照することができる。

(65) 防衛省『我が国の防衛と予算—平成30年度予算の概要—』2017, p.43. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <https://warped.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11488652/www.mod.go.jp/j/yosan/yosan_gaiyo/2018/yosan.pdf>

(66) 員数は、予備自衛官については自衛隊法第66条第2項に、即応予備自衛官については同法第75条の2第2項に規定があり、いずれも防衛省の職員の定員外とされている。

(67) 『産経新聞』前掲注(60)

(68) 以下の本段落の記述については、「予備自衛官等制度」2019.4.1. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/jieikan/img/0327_RESERVE2019_WEB.pdf> を参照した。

令和2年には「即応予備自衛官育成協力企業給付金」制度⁽⁶⁹⁾が新設され、本人及び職場の負担の軽減が徐々に図られているが、予備自衛官等が不足している状況を解消していくには、今後も様々な工夫が必要だと考えられる。

2 自衛隊員等の災害活動基盤の充実

非常時ということをやむを得ない面はあるにしても、災害派遣時に自衛隊員等が置かれる環境は厳しい。自衛隊員等は、被災地の住民には温かい食事や風呂を提供しながら、自分たちはほとんど風呂に入らず、テントで眠り、携帯食でしのいでいると報じられている⁽⁷⁰⁾。また、災害派遣の際に官費で支給されるものが限られるため、私物（例えば、寝袋等）を持ち込まざるを得ない状況があり、官品の配布を含め、処遇改善を求める声が出ている⁽⁷¹⁾。災害派遣時の自衛隊員等の活動環境を改善するため、災害対処能力向上のための資機材（簡易ベッドと工具箱を各々約1万個）の購入経費として、令和元年度補正予算に8億円が計上されたが⁽⁷²⁾、それで解消されるのは問題の一部である。予算的制約がある中でも段階的に改善することが望まれる。

3 自衛隊員のメンタルヘルス対策等の充実

災害支援組織の職員は、二次被害に遭う可能性もある危険な環境で活動することがあり、自衛隊員も、そのリスクを負っており⁽⁷³⁾、遺族や遺体に関わったり、通常業務の範疇を超える破局的な出来事が起こったりすることで生まれる惨事ストレス（東日本大震災のような災害の場合は、それに加えて、自分の家族の安否確認ができないまま支援活動に従事せざるを得ない被災者ストレスも）にも晒されている⁽⁷⁴⁾。東日本大震災発災後の長期にわたる災害派遣においては、自衛官の疲労や精神面への影響を軽減するため、①メンタルヘルス巡回指導チームの各宿営地への派遣（メンタルヘルス上の助言・教育、必要に応じた個別相談・カウンセリング）、②自衛隊員の疲労回復施策（派遣地域近傍の被災地外に設置された戦略回復センターにおける交代制休養）、③精神状態の長期フォローアップ（派遣終了後1か月、3か月、12か月にわたる組織的なスクリーニング）といった惨事ストレス対策が取られた⁽⁷⁵⁾。

東日本大震災を機にメンタルヘルス対策の重要性に対する認識が更に高まり、防衛省は、平成24年度に、派遣隊員等の心のケア推進に係る政策立案機能強化のため、「メンタルヘルス企

⁽⁶⁹⁾ 自衛官経験のない者が予備自衛官補を経て予備自衛官に任用され、一定の教育訓練を受け、即応予備自衛官に任用された場合に、当該即応予備自衛官が安心して教育訓練に参加できるよう必要な措置を行った雇用企業に対し、給付金を支給する制度（防衛省『防衛白書 令和2年版』2020, p.407. <<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2020/pdf/R02040101.pdf>>）。

⁽⁷⁰⁾ 「（もっと知りたい）自衛隊（4）災害派遣 要請待たずに出動できる？」『朝日新聞』2019.11.28, 夕刊。

⁽⁷¹⁾ 例えば、第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号 令和元年11月14日 p.4.

⁽⁷²⁾ 防衛省「令和元年度補正予算案（防衛省所管）の概要」2019.12. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <https://warp.da.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11488652/www.mod.go.jp/j/yosan/yosan_gaiyo/2019/hoseiyosan.pdf>; 「防衛分野の補正 最高の4200億円 自衛隊の装備・待遇改善」『日本経済新聞』2019.12.13.

⁽⁷³⁾ 例えば、平成26年9月27日～10月16日に行われた御嶽山噴火を受けた災害派遣については、桜林美佐監修、自衛隊家族会編『自衛官が語る災害派遣の記録—被災者に寄り添う支援—』並木書房, 2019, pp.169-175; 井上和彦『自衛隊さんありがとう—知られざる災害派遣活動の真実—』双葉社, 2019, pp.207-213を参照。

⁽⁷⁴⁾ 重村淳ほか「災害支援者はなぜ傷つきやすいのか？—東日本大震災後に考える支援者のメンタルヘルス—」『精神神経学雑誌』114巻11号, 2012, p.1268.

⁽⁷⁵⁾ 清水邦夫・長峯正典「災害派遣活動に従事する自衛隊員のメンタルヘルス」『医学のあゆみ』256巻11号, 2016.3.12, p.1176.

画官」を新設した⁽⁷⁶⁾。防衛省が、東日本大震災で被災地に派遣された自衛隊員（帰隊1か月後の陸上自衛隊員約58,000人、帰隊直後の海上自衛隊員約6,000人、震災半年後の航空自衛隊員約3,000人）を対象に記名式のアンケートを行ったところ、陸上自衛隊員の3.3%、海上自衛隊員の4.3%、航空自衛隊員の7.5%が不眠などのトラウマ（心の傷）症状になりやすい状態にあり、陸上自衛隊員の2.2%、航空自衛隊員の6.5%がうつ病になりやすい状態にあり、海上自衛隊員5人はPTSD（人の対応能力を超えた強い衝撃的な体験が心に傷を残して引き起こされる精神障害）であることが分かったことが報じられた⁽⁷⁷⁾。

このような状況を受け、災害支援組織の職員が晒される惨事ストレスの軽減に関する調査研究が行われ、その成果が発表された。例えば、平成24～25年に陸上自衛官を対象に行われたストレス緩和要因に関するインタビュー調査では、「災害派遣におけるストレス」として、情報不足、惨事的状況での活動、上官としての立場、話したくても話せないこと、罪責感（役立っていないのではないかな等の不安）、宿営環境や食事等、非難を受けたこと、家族等（家族を不安にさせていること）の8カテゴリーが抽出され、「災害派遣におけるストレス緩和要因」として、情報、任務内容、日頃の訓練や経験、勤務調整、使命感等、任務への集中、部隊活動・仲間意識、上官との関係、宿営環境や食事等、話ができること、被災者とのやり取り、活動が受け入れられること、家族等（家族の声が聞ける等）、心理教育やグループミーティング、個別の対処（趣味、リラックスできる時間等）の15カテゴリーが抽出された⁽⁷⁸⁾。自衛隊、消防、警察、海上保安庁等の災害支援組織のメンタルヘルス対策に関する研究では、職員同士が見守り、支え合う「ピアサポート」が有効であるとする見解が示された⁽⁷⁹⁾。

さらに、災害派遣については自衛隊員の家族の負担も大きいことから、陸上自衛隊は、平成19年以降、国内の災害派遣の際の家族支援を制度化してきた。家族支援は、隊員のメンタルヘルスの改善にも役立つ施策で、①大規模災害時に救援活動に従事するために自宅に帰れない隊員に代わって家族の安否を確認すること、②隊員が長期にわたって被災地に派遣されている間の留守宅家族の生活の不安や不便を解消すること、③隊員の子どものための託児施設を設けること、④家族からの慰問の品やメッセージを隊員に伝達すること、などが含まれる⁽⁸⁰⁾。自治体との間で、派遣隊員の子どもの保育・託児の支援、介護サービスを受ける必要がある要介護家族の支援等を行う協定が結ばれることもある。例えば、北海道美唄市は、平成25年10月2日に、陸上自衛隊美唄駐屯地と「大規模災害等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定」⁽⁸¹⁾を、神奈川県横須賀市は、平成29年11月15日に、同市に所在する陸上自衛隊武山駐

(76) 鈴木滋「防衛省・自衛隊のメンタルヘルス対策—米軍の事例紹介を交えつつ—」『レファレンス』768号、2015.1、pp.112-115。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8941427_po_076806.pdf?contentNo=1>

(77) 「自衛隊員5人が派遣でPTSD 震災めぐり防衛省調査」『朝日新聞』2012.3.8。

(78) 谷口智英ほか「災害派遣における陸上自衛官のストレス緩和要因に関する研究(1)インタビュー調査の結果」『鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科紀要』9号、2014.3、pp.13-20。

(79) 大澤智子・加藤寛「平成28年度【長期研究4】災害救援組織における惨事ストレスおよびメンタルヘルス対策のこれまでとこれから」pp.123-143。兵庫県心のケアセンターウェブサイト <http://www.j-hits.org/function/research/pdf/28_4chouki.pdf>; 同「平成29年度【長期研究4】災害救援組織における惨事ストレス対策およびメンタルヘルス対策のこれまでとこれから(第2報)」pp.109-145。同 <http://www.j-hits.org/function/research/pdf/29_4chouki.pdf>; 同「平成30年度【長期研究4】災害救援組織における惨事ストレス対策およびメンタルヘルス対策のこれまでとこれから(第3報)」pp.125-134。同 <http://www.j-hits.org/function/research/pdf/30_4chouki.pdf#zoom=100>

(80) 木場紗綾「陸上自衛隊の家族支援をめぐる国会の議論の分析」『国際文化』1号、2019.3、p.4。<<https://www.komatsu-u.ac.jp/common/images/bulletin01.pdf>>

(81) 「大規模災害等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書調印式について」美唄市ウェブサイト <<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015081400074/files/h2510022.pdf>>

屯地、陸上自衛隊久里浜駐屯地、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊武山分屯基地と「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」⁽⁸²⁾を締結している。

4 感染症への対応力の強化

感染症対応の災害派遣については、平成21年に新型インフルエンザが発生した際に空港で検疫等に協力した例⁽⁸³⁾はあったが、令和2年の新型コロナウイルス感染症発生時のような規模で対応したのは初めてのことであった⁽⁸⁴⁾。にもかかわらず、自衛隊は、令和2年1月31日以降に行った数度にわたる災害派遣で成果を上げ(第IV章第2節第3項を参照)、ダイヤモンド・プリンセス号に関する活動では、感染症に対処した経験がない隊員が多いという状況の中、衛生隊の看護官の専門的な指導を受け、隊員に陽性者を全く出さずに⁽⁸⁵⁾、船内消毒から物資の補給ルート構築、プライバシーを守りながらの病院搬送を行った⁽⁸⁶⁾。また、ダイヤモンド・プリンセス号等の感染者112名(令和2年1月30日～3月5日に受入れ)の治療を行った⁽⁸⁷⁾自衛隊中央病院でも、院内感染をゼロに抑えた。同病院では、最も入院患者が多かった時、約20人の医師を4チームに分け、各医療従事者等を入院患者の状況により適宜増減させて対応した。同病院の上部泰秀院長は、院内感染防止のため、①病院の全職員に対し手洗い等の徹底、②感染患者とスタッフの動線等の区分の明確化、③病棟におけるゾーニングの徹底、④院内感染制御チームによる個人用防護衣の着脱訓練及びN95マスクのフィットテストの実施等により対処したことを明らかにしている⁽⁸⁸⁾。ダイヤモンド・プリンセス号における対応でも同じことが言えるが、日頃から、基本を守り、それを続けることを徹底する訓練を受けている自衛隊の能力が発揮された事例だと考えられる。

新型コロナウイルス対応では、自衛隊の特殊部隊⁽⁸⁹⁾も投入された。ウイルスや細菌を使った生物兵器に対応するための訓練を受けた対特殊武器衛生隊は、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客全員のPCR検査を行うため、令和2年2月10日に追加で派遣された。対特殊武器衛生隊のメンバーが、他の隊員に防護服の脱ぎ方、着方、その他の対応に関する知識をこと細かく伝えたことは大いに役立ったと考えられている⁽⁹⁰⁾。感染症対応の経験から得られる知見の共

82 「全国初！陸・海・空自衛隊と家族支援の協定を締結—大規模災害時等に従事する隊員の家族を支援します—(市長記者会見)(2017年11月15日)」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<https://warpeda.ndl.go.jp/collections/content/info.ndljp/pid/11240880/www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2220/nagekomi/20171115.html>>

83 自衛隊は、厚生労働省への官庁間協力で、延べ約120人の医官、医師、准看護師、臨床検査技師等を空港に派遣し、機内における検疫、サーモグラフィーを使った体温測定、問診、健康相談を行った(「防衛大臣記者会見」2020.1.24. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0124a.html>>)。

84 統合幕僚監部「新型コロナウイルス対応—管理者として感染拡大を防止するために—」2020.4, p.2. 同上 <https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance2.pdf>

85 自衛隊員以外では、船内で事務業務に従事していた厚生労働省職員1名及び内閣官房職員1名が、新型コロナウイルスに感染したことが確認されている(「新型コロナウイルス感染者について(情報提供)」2020.2.20. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09653.html>)。

86 「令和元年度 防衛大学校卒業式 内閣総理大臣訓示」2020.3.22. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0322kunji.html>

87 自衛隊中央病院「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/gsd/f/chosp/page/report.html>>

88 上部泰秀「自衛隊中央病院「院内感染ゼロ」の奇跡」『Will』187号, 2020.7, pp.121-123.

89 令和2年の新型コロナウイルス感染症対応では派遣されていないが、自衛隊には、生物兵器、毒ガスなどの化学兵器が使用された場合に、その検知と除去を行うことを任務とする「中央特殊武器防護隊」もある。

90 「防衛大臣記者会見」2020.3.13. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0313a.html>>

有化は、今後も重要なポイントとなるだろう。

新型コロナウイルス感染症への適切な対応により、感染症発生時の自衛隊への期待が高まる一方で、問題点も指摘されている。自衛隊医療については、キャパシティに限られる（例えば、自衛隊員約 27 万人のうち医官は歯科医官を含め 1 千人ほどしかいない。）ため、災害が発生していない時でも全隊員の医療ニーズを支えきれず、地方の部隊などでは民間医療機関の医師の支援を受けている。そのような状況を問題視し、多くの医師、医療従事者を必要とする感染症治療について、自衛隊の能力の限界を指摘する声もある⁽⁹¹⁾。

5 自衛隊と地方自治体等の連携の強化

総務省に設けられた「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」は、令和 2 年 1 月に中間とりまとめを発表した⁽⁹²⁾。中間とりまとめにおいては、令和元年 9 月の台風 15 号により引き起こされた停電の復旧作業のため、9 月 10 日に神奈川県知事から、9 月 11 日に千葉県知事から自衛隊へ要請がなされ、自衛隊の倒木処理・伐採活動が開始されたが、当初は東京電力の被害状況把握や関係者への情報共有に時間を要したことで、自衛隊派遣に必要な情報が不足し、自衛隊の活動が進まなかったとの反省が示された。そして、自衛隊等の実働部隊に支援協力を求める場合には、本部同士の連携にとどまらず、現場事業所と実働部隊との直接の連携という形で、レベルに応じた情報共有・調整のための仕組み（現場における調整所のような会議体等）を講じることが、現場の混乱を避けることにもつながり、有効ではないかとの指摘が行われた。

令和元年 10 月の台風 19 号による被災では、神奈川県山北町の給水支援について、自衛隊と地方自治体の連携がうまくいかず、速やかな給水ができない事態が発生した⁽⁹³⁾。10 月 13 日午前 1 時頃、山北町から「今後、断水のおそれがあり、自衛隊の給水支援要請を県に行くことになるかもしれない」との連絡が神奈川県（災害対策本部の統制部）にあり、午前 6 時過ぎ、町から県に対して自衛隊の派遣要請についてファックスで依頼があった。しかし、県は、台風に備えて県企業庁の給水車の準備を行っていたため、「要請による災害派遣の三つの原則」の「非代替性」の条件を満たさないと考え、準備を整えていた県の給水車を優先させる判断をした。その結果、自主派遣されていた自衛隊の給水車は先に到着していたにもかかわらず撤退することになり、給水が遅れることとなった。

自衛隊と地方自治体との連携については、災害発災時の災害派遣要請等の調整だけでなく、日頃の連携を強化するため、地方自治体の防災関係部局と自衛隊との人事交流が進められてきた。平成 31 年 3 月 31 日現在、地方自治体の防災関係部局に在職する退職自衛官は、495 人（都道府県庁 89 人、市区町村の役所・役場 406 人）である⁽⁹⁴⁾。ひょうご震災記念 21 世紀研究機構人と防災未来センターの中林啓修氏と辻岡綾氏は、退職自衛官本人と自治体の防災関係部局

(91) 桜林美佐「自衛隊密着ルポ (99) 知られざる医療活動見よ 自衛隊—クルーズ船&病院船問題追う—新型コロナ対応で判明した問題点—予算や人員を無視した暴論が多過ぎる—」『Themis』29 卷 4 号, 2020.4, p.78.

(92) 以下の本段落の記述については、令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（中間とりまとめ・台風 15 号関係）」2020.1, pp.18, 48. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000665016.pdf> を参照した。

(93) 以下の本段落の記述については、「台風 19 号の被害に伴う山北町の給水支援について」2019.10.16. 神奈川県ウェブサイト <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/taihu2019/yamakita_comment.html> を参照した。

(94) 防衛省『防衛白書 令和元年版』2019, p.536. <<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2019/pdf/R01shiryō.pdf>>

長を対象とした調査を行い、退職自衛官の自治体防災への貢献を図る上での改善の方向性として、①退職自衛官と採用自治体との相互理解の促進（職場の緊急対応態勢の強化を志向する退職自衛官と人柄や災害対応の経験や能力を重視する自治体とでは、組織の改善に対する認識の差異が著しいことが判明したことから、組織運営や意思決定への関与という観点から退職自衛官の位置付けについて本人と自治体が共通認識を持つことが必要である。）、②退職自衛官の地域や行政事務への理解の促進（就職先自治体の社会や関連法令を含む自治体業務について本人の理解を深めていくため、事前研修等の仕組みの整備が必要である。）、③自治体における職責の明確化（職位を上げることだけでなく、幹部職員による承認など、本人の能力が発揮されやすい環境の整備について、自治体側も工夫する必要がある。）という提言を行っている⁽⁹⁵⁾。

6 災害発災時の船舶の活用環境の整備

(1) 自衛隊艦艇等の接岸が可能な港湾の整備

南海トラフ地震等の巨大災害が発生した場合、被災地への自衛隊等救援部隊の派遣や支援物資・重機類の輸送等において、大量輸送が可能な船舶の活用が期待されている。陸上交通の途絶で地域が「陸の孤島」と化した場合、船舶に頼るしかなくなる。しかし、船舶輸送を受け入れる港湾施設も大きな被害を受け、船舶が着岸可能な係留施設（バース）が少なくなっている事態も予想される。さらに、当該港湾施設を利用可能な船舶は、バース長・水深等の制約を満たすものに限られる。したがって、被災港湾が緊急支援船を円滑に受け入れるため、あらかじめ港湾の事業継続計画（Business Continuity Plan: BCP）等において、支援船の船種・船舶諸元（大きさ等）を特定した上で、なるべく多くの対応可能なバースを選定しておく必要があると考えられている⁽⁹⁶⁾。

自衛隊は、自衛隊艦艇が接岸可能な港湾及びエアクッション艇（輸送量は限られるが、水陸両用で上陸地の地形や地質の影響を受けずに揚陸可能なホバークラフト型の輸送艇）の揚陸適地を調査・データベース化し、各自衛隊間で活用している（接岸できない場合は、沖合に停泊し、内火艇（使用しない時や航海中は艦艇の両サイドに収容）等を使用して救助活動を行うことになる。）。平成26年12月末の時点では、全国で自衛隊艦艇が接岸可能な港湾が304か所、エアクッション艇の揚陸適地が404か所あった⁽⁹⁷⁾。

平成28年3月に改訂された「臨海部防災拠点マニュアル」⁽⁹⁸⁾においては、防災拠点を構成する施設として「耐震強化岸壁」が挙げられている。耐震強化岸壁は、大規模災害時に緊急物資や部隊・人員等の輸送を確保するため、一般の岸壁よりも耐震性を強化した岸壁（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年3月26日国土交通省令第15号）に規定する耐震強化施設である岸壁）を指す。同マニュアルでは、耐震強化岸壁について、大規模災害時に海上輸送を担う船舶の大部分が着岸できるよう、水深10m、岸壁延長240mを確保することが望ましいとされており、今後着実に整備を進めることが期待される。

⁽⁹⁵⁾ 中林啓修・辻岡綾「退職自衛官の自治体防災関係部局への在職状況と課題—本人および自治体防災関係部局への郵送質問紙調査の分析を通して—」『地域安全学会論文集』30・31号、2017.3-11、p.269。

⁽⁹⁶⁾ 赤倉康寛・小野憲司「大規模災害時の緊急支援船の船型・対応係留施設の分析—東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震の例—」『国土技術政策総合研究所資料』942号、2017.1、p.1。国土技術政策総合研究所ウェブサイト <<http://www.ysk.nilim.go.jp/kenkyuseika/pdf/ks0942.pdf>>

⁽⁹⁷⁾ 井上伸康「自衛隊の災害派遣活動について」2014.5.19。経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/pdf/006_03_03.pdf>

⁽⁹⁸⁾ 国土交通省港湾局「臨海部防災拠点マニュアル【改訂版】」2016.3。 <<http://www.mlit.go.jp/common/001124717.pdf>>

(2) 病院機能を有する船舶の活用の検討

新型コロナウイルス感染症拡大を機に、災害時等に海上で患者の治療・搬送ができる病院船の導入を求める声が高まり、令和2年3月3日に開催された超党派の「病院船・災害時多目的支援船建造推進議員連盟」の総会で「病院船・災害時多目的支援船の建造促進に関する要請書」が決議され、防衛大臣等に決議文が渡された⁽⁹⁹⁾。令和2年度補正予算第1号には、病院船の活用に関する調査検討のための経費7098万3千円が計上されている(内閣府所管内閣本府)⁽¹⁰⁰⁾。

病院船については、東日本大震災の後に「災害時多目的船」として導入が検討されたが、建造費や維持管理費が高額になるという試算結果が明らかになった⁽¹⁰¹⁾ために断念されたという経緯がある。しかし、その後も病院機能を有した船舶の活用に関する検討が行われ、平成29年8月には、接岸した海上自衛隊輸送艦「おおすみ」を使った実証訓練が行われた⁽¹⁰²⁾。また、平成30年の8月(海上自衛隊輸送艦「しもきた」を使用)と10月(海上自衛隊護衛艦「ひゅうが」を使用)にも、既存船舶を使った実証訓練が行われ⁽¹⁰³⁾、平成31年3月には、政府が、南海トラフ巨大地震等の大災害が起きた際に、海上自衛隊の艦船を病院船の機能を持った「災害時多目的船」として運用する方針を固めたと報じられた⁽¹⁰⁴⁾。

病院船には、①軍が保有・運用するもの(以下「軍用病院船」)(例えば、米国、中国、ロシア、英国、フランスが保有)、②軍以外の国の機関が保有・運用するもの(例えば、スペインの包摂・社会保障・移民省(Ministerio de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones)の海洋社会局(Instituto Social de la Marina)は、海上労働者(遠洋漁業従事者等)の応急手当を目的とした病院船を保有⁽¹⁰⁵⁾)、③民間が保有・運用するもの(例えば、マーシー・シップス(Mercy Ships)というキリスト教団体が医療ボランティア活動を行うために保有⁽¹⁰⁶⁾)がある。今後、日本で導入が検討される病院船の運用に自衛隊が関わるとは限らないが、国際的には軍機能を有する組織が運用するケースが多いことから、米国の病院船の活用状況を簡単に紹介する。

米国海軍は、全長272.6m、満載排水量69,360tの病院船を2隻保有している。1986年就役のマーシー(Mercy)、1987年就役のコンフォート(Comfort)ともに、手術室12室、ベッド1,000床、X線デジタル撮影装置、医療ラボ、薬局、検眼室、CAT-スキャン装置、酸素生成装置を

⁽⁹⁹⁾ 同議員連盟会長の衛藤征士郎衆議院議員は、令和2年3月9日の河野防衛大臣との会見で、内閣府が病院船を保有して各省庁からの出向者により運営する案を提案し、病院船1隻あたり250億円の建造費を見込んで令和2年末までに設計費を予算計上するよう求めたのに対し、河野防衛大臣は、海上自衛隊OBを再任用して運航従事者に充てる案を示したと報じられている(「病院船を」議連が提案『朝日新聞』2020.3.10.)。

⁽¹⁰⁰⁾ 「令和2年度一般会計補正予算(第1号)」(第201回国会(常会)提出) p.52. 財務省ウェブサイト <<https://www.bb.mof.go.jp/server/2020/dlpdf/DL202021001.pdf>>

⁽¹⁰¹⁾ 内閣府(防災担当)「災害時多目的船(病院船)に関する調査・検討報告書」2013.3, pp.39-41. <http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/pdf/h24tamokutekisen_houkokusyo.pdf>

⁽¹⁰²⁾ 国立病院機構災害医療センター「大規模地震時における既存艦船を活用した医療活動に係る実証訓練支援及び調査業務実績報告書」2018.3.28. 内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/pdf/h29daikibojishin_houkokusyo.pdf>

⁽¹⁰³⁾ 国立病院機構災害医療センター「平成30年度 大規模災害時における既存船舶を活用した医療活動に係る実証訓練及び調査業務 報告書」2019.3.27. 同上 <http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/pdf/h30_iryuu_chousa.pdf>

⁽¹⁰⁴⁾ 大災害が起きた時、内閣府が都道府県からの要請を受け、病院船を派遣するというもので、報道時には、病院船となる海上自衛隊艦長と災害派遣医療チーム(DMAT)の指揮系統は固まっておらず、詳細を詰めた上で、2020年度中に完成予定の病院船運用マニュアルに盛り込む予定とされていた(「海自艦 災害時病院船に20年度にもへり搬送、応急処置」『読売新聞』2019.3.10.)。

⁽¹⁰⁵⁾ 砂田向尙「災害時に人命を救う病院船の実現に向けて」『Ocean Newsletter』456号, 2019.8.5. 海洋政策研究所ウェブサイト <https://www.spf.org/opri/newsletter/456_1.html>

⁽¹⁰⁶⁾ “Our Ships.” Mercy Ships Website <<https://www.mercyships.org/who-we-are/our-ships/>>

備えている⁽¹⁰⁷⁾。ベッド 1,000 床の内訳は、ICU（集中治療室）88 床、隔離病床 11 床、中間治療病床 400 床、軽症治療病床 500 床である。また、12 人乗りの中型ヘリコプター MH60 を 2 機、大型はしけ船を 2 隻搭載しているため、漂流物が多くて港に入れられない場合でも、被災者や物資を運ぶことができる⁽¹⁰⁸⁾。任務により乗員数は変わるが、フル運用時の乗員数は、文民（船の操縦等を行う）が約 71 人、軍人（海軍の医療・通信スタッフ）が最大 1,200 人である。マーシーが、カリフォルニア州サンディエゴを母港とし、主として太平洋側を担当しているのに対し、コンフォートは、バージニア州ノーフォークを母港とし、主として大西洋側を担当している。マーシーの人件費を除く維持管理経費は、年間約 980 万～1500 万ドル（1 ドル＝110 円（2020 年 4 月 1 日適用支出官レート））で換算すると、約 10.9 億～16.7 億円）と推計されている⁽¹⁰⁹⁾。

軍用病院船の本来の目的は戦時の傷病者を救護することであるが、平時も国内外で医療支援を行うために活用されている。例えば、マーシーは、2004 年 12 月のスマトラ沖地震による津波被害や、2006 年 5 月 27 日のジャワ島地震の被害に対し、医療支援活動を行っている⁽¹¹⁰⁾。コンフォートも、2001 年に 9.11 同時多発テロ事件が発生した時はニューヨークにおいて⁽¹¹¹⁾、2005 年 9 月にハリケーン・カトリナによる被害が発生した時はニューオーリンズにおいて⁽¹¹²⁾、2010 年 1 月のハイチ地震による被害が発生した時はハイチにおいて、医療支援を提供した⁽¹¹³⁾。

新型コロナウイルスの感染が拡大した 2020 年 3 月末、マーシーはロサンゼルスに、コンフォートはニューヨークに派遣された。マーシーとコンフォートには、新型コロナウイルス感染者以外の患者を受け入れることにより、新型コロナウイルス感染者の治療に追われる医療機関の負担を軽減するという任務が課せられた。マーシーにおいては、この当初の方針が維持され、新型コロナウイルス感染者以外の患者 77 名の治療が行われた⁽¹¹⁴⁾。一方、コンフォートにおいては、4 月 6 日に新型コロナウイルス感染者も受け入れるよう指示が変更された。また、4 月 17 日からはニューヨークに加えてニュージャージーの患者の受入れが認められ、4 月 30 日に任務を終えるまでに 182 名の患者（うち約 7 割が新型コロナウイルス感染者）の治療が行われた⁽¹¹⁵⁾。新型コロナウイルス感染症患者の治療を行ったコンフォートでも治療者数は限られており、病院船が当初の期待どおりに活用されたとは考えにくい。新型コロナウイルスの感染拡大を機に、日本でも病院船の必要性に関する議論が再燃しているが、感染症患者の治療にも活用できるようにするには、設計段階から感染症対応を想定しておく必要があるだろう⁽¹¹⁶⁾。

(107) “United States Navy Fact File: Hospital Ships T-AH (Last Update: 10 April 2020).” Internet Archive Website <https://web.archive.org/web/20200709172022/https://www.navy.mil/navydata/fact_display.asp?cid=4625&tid=200&ct=4>

(108) 田岡俊次「「病院船」構想に再び脚光 あの時造っておけば」『AERA』1787 号, 2020.3.2, pp.22-23.

(109) 内閣府（防災担当）「米国海軍病院船マーシー調査報告書」2018.11, p.5. <http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/tamokutekisen/pdf/houkokusho_02.pdf>

(110) “Mercy Arrives at Indonesia’s Simeulue Island,” 2006.7.12. Internet Archive Website <https://web.archive.org/web/20130215235544/http://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=24633>

(111) Ellen Maurer, “Hospital Ship Receives Humanitarian Medal for Sept. 11 Mission,” 2003.8.22. *ibid.* <https://web.archive.org/web/20200401053945/https://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=9108>

(112) “USNS Comfort (T-AH 20) Hospital Ship,” United States Department of Defense Website <https://archive.defense.gov/home/features/2010/0110_haiti/images/USNSComfortFactSheet.pdf>

(113) Chelsea Kennedy, “Comfort Delivers Relief Supplies to Haiti,” 2010.2.27. Internet Archive Website <https://web.archive.org/web/20170708130329/http://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=51570>

(114) Megan Eckstein, “USNS Mercy Leaves Los Angeles After Treating 77 Patients; Some Personnel Will Remain in L.A.,” *USNI News*, 2020.5.15. <<https://news.usni.org/2020/05/15/usns-mercy-leaves-los-angeles-after-treating-77-patients-some-personnel-will-remain-in-l-a>>

(115) “USNS Comfort Covid-19 Frequently Asked Questions (Updated April 27, 2020 - 1800).” United States Department of Defense Website <https://media.defense.gov/2020/May/18/2002302024/-1/-1/1/FAQ_USNSCOMFORT_V6.PDF>

7 南海トラフ地震への対応

地震調査研究推進本部の長期評価によると、南海トラフ沿いの地域においてマグニチュード8～9クラスの地震（以下「南海トラフ地震」⁽¹¹⁷⁾）が今後30年以内に発生する確率は70～80%（平成31年1月1日現在）とされており⁽¹¹⁸⁾、巨大地震発生の切迫性が指摘されている。中央防災会議⁽¹¹⁹⁾は、南海トラフ地震が発生した場合の被害を表7のように試算している。災害派遣は、このように大きな被害をもたらす地震も想定しなければならない。切迫性が指摘されている巨大地震には、首都直下地震⁽¹²⁰⁾もあるが、本稿では南海トラフ地震を取り上げる⁽¹²¹⁾。

表7 中央防災会議が試算した南海トラフ地震が発生した場合の被害

	全壊及び焼失棟数	死者数
東海地方が大きく被災するケース	795,000～2,084,000棟	124,000～231,000人
近畿地方が大きく被災するケース	799,000～2,077,000棟	87,000～179,000人
四国地方が大きく被災するケース	783,000～2,069,000棟	61,000～145,000人
九州地方が大きく被災するケース	811,000～2,094,000棟	60,000～144,000人

(注) 平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定された最大クラスの地震・津波を用いた被害想定である。地震動は、同検討会で検討された地震動5ケースのうち「基本ケース」と揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について、また、津波は、モデル検討会で検討された津波11ケースのうち、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方の各々で大きな被害が想定されるケースについて、地震動と津波を組み合わせた試算が行われた。数値は、地震動に対して堤防・水門が正常に機能したケースを想定して試算されている。

(出典) 内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ巨大地震の被害想定について（建物被害・人的被害）」2019.6. pp.1-3. <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/1_sanko2.pdf> を基に筆者作成。

⁽¹¹⁶⁾ 感染症が疑われる患者を運ぶだけであれば、感染症用の設計が行われていない病院船でも可能である。インドネシア海軍は、2020年2月、20のベッドを持つ病棟を2棟備える多目的病院船「DR Soeharso」（全長122m、満載排水量11,583t）を使い、新型コロナウイルスの感染者が発生したクルーズ船ワールドドリーム号で働いていたインドネシア人乗組員188人をジャカルタ沖の無人島（スバル島）まで運んだと報じられている（Beritasatu, “Indonesia to Quarantine 188 World Dream Crew Members on Island Near Jakarta,” *Jakarta Globe*, 2020.2.26. <<https://jakartaglobe.id/news/indonesia-to-quarantine-188-world-dream-crew-members-on-island-near-jakarta>>）。

⁽¹¹⁷⁾ 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」という。この南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に1年あたり数cmの速度で沈み込み、②プレートの境界が強く固着し、陸側のプレートが地下に引きずり込まれてひずみが蓄積され、③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることにより、「南海トラフ地震」が発生する。①→②→③の状態が繰り返されるため、南海トラフ地震は、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（昭和19年）及び昭和南海地震（昭和21年））の発生から70年以上が経過した現在、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっていると考えられている（「南海トラフ地震とは」気象庁ウェブサイト <<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/nteq.html>>）。

⁽¹¹⁸⁾ 「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和2年1月24日現在）地震調査研究推進本部ウェブサイト <<https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf>>

⁽¹¹⁹⁾ 中央防災会議は、内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣を始めとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っている（「中央防災会議」内閣府防災情報のページ <<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/>>）。

⁽¹²⁰⁾ 中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループが平成25年12月に公表した報告書は、今後30年以内に70%の確率で発生すると考えられている首都直下地震（マグニチュード7クラス）について、未対策の場合の被害を、死者が最大23,000人、要救助者が最大約72,000人、全壊・焼失家屋が最大約610,000棟、被害額が約95兆円と見込んだ（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）—本篇一—」同上 <http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg/pdf/syuto_wg_report.pdf>）。

⁽¹²¹⁾ 南海トラフ地震対策全般については、大塚路子「南海トラフ地震対策をめぐる経緯」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1096号、2020.3.31. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11471997_po_1096.pdf?contentNo=1> を参照。

防衛省は、防衛省防災業務計画において、南海トラフ地震の災害派遣に関する計画を作成し、南海トラフ地震が発生した時には、防衛大臣を本部長とする南海トラフ地震災害対策本部を設置し、災害派遣を実施するとしている⁽¹²²⁾。平成30年6月策定の防衛省防災業務計画は、準備措置として、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長及び南海トラフ地震防災対策推進地域内に所在するその他指定部隊等の長に対し、平素から、推進地域指定都府県その他関係機関と連絡調整を行い、特に、南海トラフ地震発生時の連絡体制、派遣部隊等の受入態勢、災害派遣活動の具体的な内容等について、あらかじめ調整しておくことと、救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実に努めることを求めている。また、南海トラフ地震防災に関する教育訓練として、①国、地方公共団体等の主催する防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図ること、②隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた南海トラフ地震防災に関する教育を行う、としている。

また、自衛隊は、南海トラフ地震を想定した演習を行っている。平成28年6月29～30日及び7月5～8日に実施された平成28年度自衛隊統合防災演習では、南海トラフ地震が発生した場合の想定及び事例研究を通じて、自衛隊と関係機関との連携について検討するとともに、災南海統合任務部隊司令部等の指揮幕僚活動について演練し（指揮所訓練、自治体との調整、救助者輸送訓練等）、震災対処能力の維持・向上が図られた⁽¹²³⁾。南海トラフ地震を想定した統合防災演習（指揮所訓練、防災関係機関及び在日米軍との連携、原子力災害への対応等）は、平成29年度にも行われている⁽¹²⁴⁾。

平成29年11月5日には、南海トラフ地震を想定して四国4県を中心に、陸海空の自衛官約1,500人、在日米陸軍の救援班員約10人、関係自治体の職員らによる「日米共同統合防災訓練」も行われた。同訓練は、和歌山県沖でマグニチュード9.0の地震が起きてから72時間以内に四国全域に津波が押し寄せたと想定し、自衛隊の航空機が津波で孤立した住民を救助し、県をまたいで救援物資を輸送するものであった⁽¹²⁵⁾。南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練は、平成30年度にも行われている⁽¹²⁶⁾。

さらに、自衛隊は、南海トラフ地震が発生した場合を想定した内閣府が実施する大規模地震時医療活動訓練にも参加し、災害派遣時の各種行動及び防災関係機関との連携要領を演練し、災害対処能力の維持・向上を図っている⁽¹²⁷⁾。

⁽¹²²⁾ 以下の本段落の記述については、防衛省 前掲注(6), pp.14-16を参照した。

⁽¹²³⁾ 「平成28年度自衛隊統合防災演習」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/js/Activity/Exercise/joint_exercise_rescue28.htm>

⁽¹²⁴⁾ 統合幕僚監部「平成29年度自衛隊統合防災演習について」2017.6.9. 同上 <https://www.mod.go.jp/js/Press/press2017/press_pdf/p20170609_06.pdf>

⁽¹²⁵⁾ 統合幕僚監部「平成29年度日米共同統合防災訓練の実施について」2017.10.23. 同上 <https://www.mod.go.jp/js/Press/press2017/press_pdf/p20171023_01.pdf>;「津波対応で日米が訓練 南海トラフ想定」『日本経済新聞』2017.11.6.

⁽¹²⁶⁾ 統合幕僚監部「平成30年度日米共同統合防災訓練の実施について」2018.10.5. 同上 <https://www.mod.go.jp/js/Press/press2018/press_pdf/p20181005_01.pdf>

⁽¹²⁷⁾ 統合幕僚監部「平成30年度大規模地震時医療活動訓練への参加について」2018.7.30. 同上 <https://www.mod.go.jp/js/Press/press2018/press_pdf/p20180730_01.pdf>

おわりに

毎年のように地震、豪雨等の災害が発生している近年の状況からすると、今後、自衛隊の災害派遣の役割が縮小する可能性は低いと考えられる。その一方で、自衛隊の災害派遣が抱える課題が迅速に解消されているとは言い難い状況にある。自衛隊の災害派遣は従たる任務であり、主たる任務（日本の防衛）に支障があってはならない。災害発災時に自衛隊に頼るのは最終手段としてやむを得ない場合であり、他の災害支援組織で対応可能な場合はそうすることになっている（第I章第2節の三つの原則を参照）。また、南海トラフ地震、首都直下地震のような大規模災害発災時の災害派遣においては、自衛隊の人員・資源が、輸送支援・生活支援活動より人命救助活動に重点的に投入されることから、国民自身にも災害発災を想定した準備・行動が求められている⁽¹²⁸⁾。しかし、大規模災害発災時にそれだけでしのぎ続けるのには限度があるため、自衛隊等の助けを必要とする国民が出ることは避けられない。その場合、自衛隊は、行政・民間組織による災害対応が立ち後れている地域を優先的に支援することになるだろう。そのような状況を想定して課題の解消を図り、自衛隊の災害への対処能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めることが期待される。

(やまざき おさむ)

(128) 菊池雅之『なぜ自衛隊だけが人を救えるのか—「自己完結組織」の実力—』潮書房光人新社，2019，pp.224-226.